

平成26年度補正
定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

応 募 要 領

平成27年3月

補助金の申請をされる皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)の補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしましても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きに関して適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. SIIから発行される補助金の交付決定通知書を受け取る前に、補助対象として申請した蓄電システムの設置に着手した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 提出された申請書をSIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを、申請者が承知した上で申請を行ってください。
4. SIIから発行される補助金の交付決定通知書を受け取ったあとに、正当な理由なく交付の辞退や取下げがあった場合は、次回以降の申請について、お断りすることがあります。
5. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
6. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
7. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
8. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1	事業概要	3-4			
1	事業名	3			
2	事業目的	3		
3	補助対象機器	3		
4	補助事業者	3		
5	補助額（補助率）	3		
6	設置場所毎の補助上限額	3		
7	補助金申請手順	4		
8	申請受付期間	4		
9	補助事業費総額	4		
2	事業スキーム	5-6			
3	説明会スケジュール	7			
4	補助対象機器・補助対象範囲	8			
1	補助対象機器	8		
2	補助対象範囲	8		
5	補助額の算出	9-10			
1	補助額の算出	9		
2	基準価格（A値）	9		
3	目標価格（B値）	9		
4	補助対象経費	10		
5	補助率及び補助額の計算	10		
6	設置機器毎の補助上限額	10		
6	補助額の計算例	11-12			
7	補助対象者／設置場所毎の補助上限額	13			
1	補助対象者	13		
2	設置場所毎の補助上限額	13		
8	申請種別	14-16			
1	申請種別について	14-15		
2	共同申請	16		
9	申請代行者による申請手続き	17			
1	申請代行者とは	17		
2	申請書類の不備への対応	17		
3	申請代行者からの問合せ	17		
4	申請代行者の変更	17		
10	法人が申請を行う場合の利益等排除	18			
1	利益等排除の対象となる調達先	18		
2	利益等排除の方法	18		
11	補助金の申請方法	19			
1	補助金申請手順	19		
2	交付申請	19		
3	実績報告	19		
4	申請受付開始日	19		
5	申請受付期限	19		
12	補助事業の中止・変更等（補助金受領前）	20			
1	補助事業を中止する場合	20		
2	申請内容が変更になる場合	20		
3	申請者が変更になる場合	20		
13	補助対象機器の管理（補助金受領後）	21			
1	不具合等により補助対象機器を変更する場合	21		
2	補助対象機器を処分する場合	21		
3	補助対象機器の設置場所を変更する場合	21		
4	補助事業を近親者に承継する場合	21		
14	補助金の申請にあたってのご注意	22			
1	補助金申請にあたって特に留意すべき事項	22		
2	申請書類の写し（コピー）の保管	22		
3	不備書類の取り扱い	22		
4	補助金申請にあたっての同意事項	22		
15	補助金申請にあたっての同意事項	23-24			
16	問合せ先・申請書類の送付先	25			
量産型登録蓄電システム 補助事業の流れ					
17	補助事業の流れ（購入契約～交付申請）	27-30			
1	見積もり・契約交渉	27		
2	蓄電システムの購入契約	27		
3	交付申請	28-30		
18	補助事業の流れ（工事着工～実績報告）	31-36			
1	蓄電システム設置工事の着手	31		
2	設置・引渡し	31		
3	蓄電システム購入費用の支払い	31-32		
4	実績報告	33-36		
大型カスタム蓄電システム 補助事業の流れ					
19	補助事業の流れ（購入契約～交付申請）	38-42			
1	見積もり・契約交渉	38		
2	蓄電システムの購入契約	38		
3	交付申請	38-42		
20	補助事業の流れ（工事着工～実績報告）	43-48			
1	蓄電システム設置工事の着手	43		
2	設置・引渡し	43		
3	蓄電システム購入費用の支払い	44		
4	実績報告	45-48		
21	大型カスタム蓄電システム製造事業者の要件	49			
22	大型カスタム蓄電システム製造事業者の同意事項	50			

- 1. 事業名** 平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
- 2. 事業目的** 本補助金は、家庭及び事業所等での定置用リチウムイオン蓄電池（以下、「蓄電システム」という。）の導入に必要な経費の一部を補助し、これらの主体における電力使用の合理化を促進することを目的とします。
- 3. 補助対象機器** 「量産型登録蓄電システム」と「大型カスタム蓄電システム」の2種類を補助対象とします。
- ① 量産型登録蓄電システム
- 量産型登録蓄電システムに関する公募に対し、機器製造事業者等から申請があり、S I Iに補助対象機器として認められ、あらかじめS I Iに登録される蓄電システム
- ② 大型カスタム蓄電システム
- 単電池の定格容量×セル数が4800Ah・セル以上で、蓄電システム製造前に蓄電システムの利用者（所有者）と蓄電システムを提供するS I Iに認められた機器製造事業者等の間において、仕様に関して書面による合意が存在する蓄電システム
- ※ 大型カスタム蓄電システムは、事前に蓄電システムの登録を行わず、導入を希望する補助事業者の申請毎に審査を行います。
- ※ 補助対象範囲については、P. 8をご参照ください。
 ※ 詳しくは、「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」をご参照ください。
- 4. 補助対象者**
- ・ 個人（個人事業主含む）
 - ・ 法人
- ※ 蓄電システムの設備そのものを貸与する場合は、蓄電システムを貸与する事業者（以下、「対象機器所有者」という。）と蓄電システムを使用する個人又は法人（以下、「対象機器利用者」という。）にて、共同で申請してください。なお、申請をする場合は対象機器所有者が主体となり申請を行ってください。
- ※ 詳しくは、P. 13をご参照ください。
- 5. 補助額（補助率）** 蓄電システム購入金額と、蓄電システム毎に定められた目標価格との差額の2/3以内
- ※ 詳しくは、P. 9～10をご参照ください。
- 6. 設置場所毎の補助上限額**
- 【個人・法人】 1住宅あたり上限100万円
 【法人】 1事業所あたり上限1億円
- ※ 詳しくは、P. 13をご参照ください。
 ※ 補助対象機器毎の補助上限額についてはP. 10をご参照ください。

7. 補助金申請手順

『交付申請』と『実績報告』の2段階です。

交付申請

補助対象機器に関わる購入契約後かつ設置前に「補助金交付申請書」（以下、「交付申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「交付決定通知書」を受領してください。

- ※ 量産型登録蓄電システムの購入契約は、交付申請受付開始後かつ補助対象機器登録後に行ってください。
大型カスタム蓄電システムの購入契約は、交付申請受付開始後に行ってください。
- ※ 交付決定通知書受領前に、補助対象機器の設置工事に着手した場合（設置工事が不要な場合は使用開始した場合）は補助対象外となりますのでご注意ください。

実績報告

全ての補助事業（蓄電システムの設置・引渡し・支払い等）完了後に、「補助事業実績報告書 兼 取得財産等明細表」（以下、「実績報告書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「補助金の額の確定通知書」を受領してください。

8. 申請受付期間

交付申請

平成27年 3月30日（月）～ 平成27年12月28日（月）
郵便私書箱必着

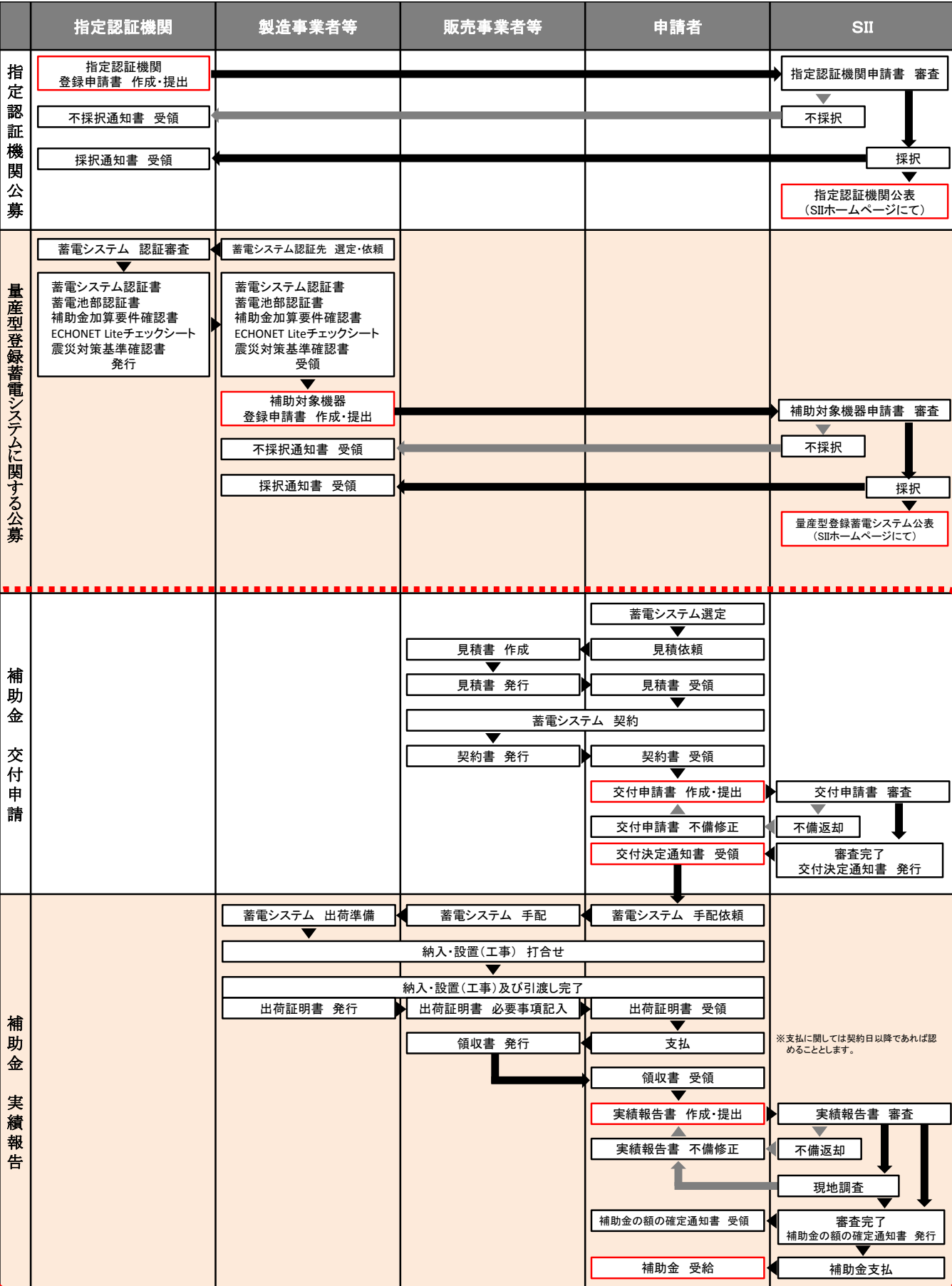
- ※ 交付申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了します。

実績報告

平成27年 3月30日（月）～ 平成28年 1月29日（金）
郵便私書箱必着

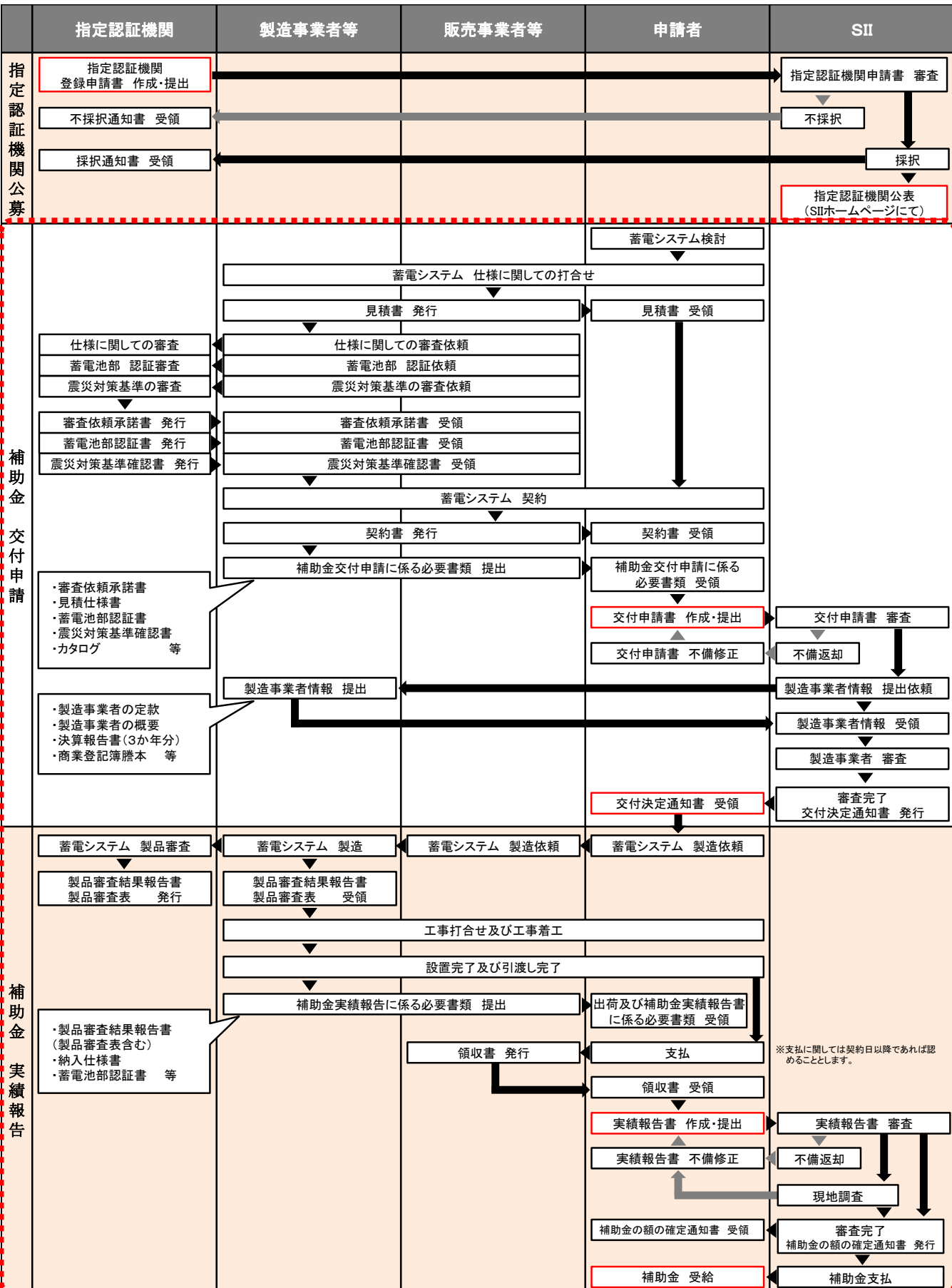
9. 補助事業費総額 130億円

破線枠内が本応募要領の範囲です



※支払に関しては契約日以降であれば認めることとします。

破線枠内が本応募要領の範囲です



※支払に関しては契約日以降であれば認めさせていただきます。

補助金の申請に関する説明会を下記の通り開催します。
参加にあたり申し込みは不要です。また各会場とも開始時間の30分前から受付を開始します。

開催日	地区	会場	開催時間
平成27年3月31日(火)	東京	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール1A 東京都新宿区市谷八幡町8 TKP市ヶ谷ビル1階	13:00~14:30
平成27年4月2日(木)	名古屋	TKP名古屋栄カンファレンスセンター ホール7A 愛知県名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興証券ビル7階	13:00~14:30
平成27年4月3日(金)	大阪	TKPガーデンシティ大阪梅田 バンケット12A 大阪府大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル12階	13:00~14:30
平成27年4月6日(月)	札幌	TKP札幌ビジネスセンター カンファレンスルーム5A 北海道札幌市中央区北三条西3-1-44 ヒューリック札幌ビル5階	13:00~14:30
平成27年4月7日(火)	仙台	TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール3 宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル3階	13:00~14:30
平成27年4月9日(木)	福岡	TKPカンファレンスシティ博多 TKPホール 福岡県福岡市博多区博多駅前3-19-5 博多石川ビル1階	13:00~14:30
平成27年4月10日(金)	沖縄	沖縄コンベンションセンター 会議室B2 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1 会議棟B 1階	13:00~14:30
平成27年4月13日(月)	高松	アルファあなぶきホール 大会議室 香川県高松市玉藻町9-10	13:00~14:30
平成27年4月14日(火)	広島	広島国際会議場 小会議室「ラン」 広島県広島市中区中島町1-5 (平和記念公園内)	13:00~14:30

1. 補助対象機器

本事業の補助対象機器は、以下の2種類があります。
なお、いずれの場合も補助対象とする蓄電システムは未使用品に限ります。

① 量産型登録蓄電システム

量産型登録蓄電システムに関する公募に対し、機器製造事業者等から申請があり、S I Iに補助対象機器として認められ、あらかじめS I Iに登録される蓄電システムです。

S I Iが補助対象機器として認めた蓄電システムはS I Iのホームページ（<http://www.sii.or.jp/>）で公表します。

量産型登録蓄電システムの導入を検討する申請者は、必ず自身が設置しようとする蓄電システムが補助対象機器であることをS I Iのホームページで確認してください。

② 大型カスタム蓄電システム

単電池の定格容量×セル数が4800Ah・セル以上であり、機器製造前に蓄電システムの利用者（所有者）と蓄電システムを提供するS I Iに認められた機器製造事業者等の間において、仕様に関して書面による合意のやり取りがなされ、個別に製造が行われる蓄電システムです。大型カスタム蓄電システムについては、その特性上から事前に機器登録を行うことができないため、導入を検討する申請者からの交付申請及び実績報告時に当該機器の審査を行います。

※ 既に設置済みもしくは設置に関わる工事に着工している場合や、過去に補助金の申請があった蓄電システムは補助対象外です。

※ 建売住宅の購入に伴う場合については、既に設置済みの蓄電システムであっても申請を認めます。

2. 補助対象範囲

補助対象範囲は、本体機器と、それに付随する付帯設備となります。設置に係る工事費用及び諸経費等は補助の対象となりません。複数の機器で構成される蓄電システムの場合は、その対象範囲を必ず確認してください。

申請に際し、購入契約書等並びに領収書を取得する際には、下記の表を参照し、補助対象と補助対象外の費用を必ず切り分けて申請してください。

項目		1.0kWh未満	1.0kWh以上
蓄電システム費用	本体機器	補助対象外	補助対象
	その他		
その他費用	工事	補助対象外	補助対象外
	その他		

※1 対象蓄電システムに付随するものに限ります。

※2 他の機器に付随しないものであること、また量産型登録蓄電システムに関しては蓄電システムと共に認証を取得しパッケージ型番として補助対象機器登録された場合のみ補助対象とします。

※3 蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱（外箱）であり、各種法令により定められた基準に準拠するものとします。また、量産型登録蓄電システムに関しては、蓄電システムと共に認証を取得し、パッケージ型番として補助対象機器登録された場合のみ補助対象とします。

1. 補助額の算出

本事業の補助額は、蓄電システム毎に設定される基準価格（A値）、目標価格（B値）及び蓄電システムの購入金額にて決定します。

2. 基準価格(A値)

■補助対象機器の基準価格（A値）の算定方法

量産型登録蓄電システム	<p>下記①～③の合計金額が基準価格（A値）となります。</p> <p>①基礎（システム・筐体等）————— 20万円</p> <p>②蓄電池部————— 16万円 / 1 kWh</p> <p>③付加機能</p> <table border="0"> <tr> <td>系統連系等</td> <td>—————</td> <td>3万円</td> <td rowspan="4">付加機能が複数ある場合は、それぞれを合算します。</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム連携</td> <td>—————</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>高サイクル耐久性</td> <td>—————</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>ECHONET Lite対応</td> <td>—————</td> <td>3万円</td> </tr> </table>	系統連系等	—————	3万円	付加機能が複数ある場合は、それぞれを合算します。	太陽光発電システム連携	—————	3万円	高サイクル耐久性	—————	3万円	ECHONET Lite対応	—————	3万円																																		
	系統連系等	—————	3万円	付加機能が複数ある場合は、それぞれを合算します。																																												
太陽光発電システム連携	—————	3万円																																														
高サイクル耐久性	—————	3万円																																														
ECHONET Lite対応	—————	3万円																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>付加機能</th> <th>審査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>系統連系等</td> <td>カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切替時間が10ms以下であり、かつ任意の時間にタイマーもしくは通信制御のいずれかにより充放電を行う機能を有していること。</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム連携</td> <td>太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、又は太陽電池出力状態を監視する機能があること。</td> </tr> <tr> <td>高サイクル耐久性</td> <td>2,000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>ECHONET Lite対応</td> <td>ECHONET Lite規格に準拠し、かつ接続可能なHEMS機器がカタログもしくはパンフレット等に記載されていること。</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能	審査基準	系統連系等	カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切替時間が10ms以下であり、かつ任意の時間にタイマーもしくは通信制御のいずれかにより充放電を行う機能を有していること。	太陽光発電システム連携	太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、又は太陽電池出力状態を監視する機能があること。	高サイクル耐久性	2,000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上であること。	ECHONET Lite対応	ECHONET Lite規格に準拠し、かつ接続可能なHEMS機器がカタログもしくはパンフレット等に記載されていること。																																					
付加機能	審査基準																																															
系統連系等	カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切替時間が10ms以下であり、かつ任意の時間にタイマーもしくは通信制御のいずれかにより充放電を行う機能を有していること。																																															
太陽光発電システム連携	太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、又は太陽電池出力状態を監視する機能があること。																																															
高サイクル耐久性	2,000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上であること。																																															
ECHONET Lite対応	ECHONET Lite規格に準拠し、かつ接続可能なHEMS機器がカタログもしくはパンフレット等に記載されていること。																																															
大型カスタム蓄電システム	<p>下記①と②の合計金額が基準価格（A値）となります。</p> <p>①基礎（システム・筐体等）————— 定格出力に応じた金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>蓄電システム</th> <th>定格出力</th> <th>金額</th> <th>蓄電システム</th> <th>定格出力</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10kW未満</td> <td>20万円</td> <td>250kW以上</td> <td>～ 300kW未満</td> <td>960万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10kW以上</td> <td>～ 50kW未満</td> <td>160万円</td> <td>300kW以上</td> <td>～ 350kW未満</td> <td>1,120万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50kW以上</td> <td>～ 100kW未満</td> <td>320万円</td> <td>350kW以上</td> <td>～ 400kW未満</td> <td>1,280万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kW以上</td> <td>～ 150kW未満</td> <td>480万円</td> <td>400kW以上</td> <td>～ 450kW未満</td> <td>1,440万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150kW以上</td> <td>～ 200kW未満</td> <td>640万円</td> <td>450kW以上</td> <td></td> <td>1,600万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200kW以上</td> <td>～ 250kW未満</td> <td>800万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	蓄電システム	定格出力	金額	蓄電システム	定格出力	金額		10kW未満	20万円	250kW以上	～ 300kW未満	960万円		10kW以上	～ 50kW未満	160万円	300kW以上	～ 350kW未満	1,120万円		50kW以上	～ 100kW未満	320万円	350kW以上	～ 400kW未満	1,280万円		100kW以上	～ 150kW未満	480万円	400kW以上	～ 450kW未満	1,440万円		150kW以上	～ 200kW未満	640万円	450kW以上		1,600万円		200kW以上	～ 250kW未満	800万円			
	蓄電システム	定格出力	金額	蓄電システム	定格出力	金額																																										
	10kW未満	20万円	250kW以上	～ 300kW未満	960万円																																											
	10kW以上	～ 50kW未満	160万円	300kW以上	～ 350kW未満	1,120万円																																										
	50kW以上	～ 100kW未満	320万円	350kW以上	～ 400kW未満	1,280万円																																										
	100kW以上	～ 150kW未満	480万円	400kW以上	～ 450kW未満	1,440万円																																										
	150kW以上	～ 200kW未満	640万円	450kW以上		1,600万円																																										
	200kW以上	～ 250kW未満	800万円																																													
	<p>②蓄電池部————— 16万円 / 1 kWh</p>																																															

3. 目標価格(B値)

■補助対象機器の目標価格（B値）の算定方法

量産型登録蓄電システム	<p>下記①と②の合計金額が目標価格（B値）となります。</p> <p>①基礎（システム・筐体等）————— 10万円</p> <p>②蓄電池部————— 8万円 / 1 kWh</p>																																														
	<p>下記①と②の合計金額が目標価格（B値）となります。</p> <p>①基礎（システム・筐体等）————— 定格出力に応じた金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>蓄電システム</th> <th>定格出力</th> <th>金額</th> <th>蓄電システム</th> <th>定格出力</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10kW未満</td> <td>10万円</td> <td>250kW以上</td> <td>～ 300kW未満</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10kW以上</td> <td>～ 50kW未満</td> <td>50万円</td> <td>300kW以上</td> <td>～ 350kW未満</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50kW以上</td> <td>～ 100kW未満</td> <td>100万円</td> <td>350kW以上</td> <td>～ 400kW未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kW以上</td> <td>～ 150kW未満</td> <td>150万円</td> <td>400kW以上</td> <td>～ 450kW未満</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150kW以上</td> <td>～ 200kW未満</td> <td>200万円</td> <td>450kW以上</td> <td></td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200kW以上</td> <td>～ 250kW未満</td> <td>250万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	蓄電システム	定格出力	金額	蓄電システム	定格出力	金額		10kW未満	10万円	250kW以上	～ 300kW未満	300万円		10kW以上	～ 50kW未満	50万円	300kW以上	～ 350kW未満	350万円		50kW以上	～ 100kW未満	100万円	350kW以上	～ 400kW未満	400万円		100kW以上	～ 150kW未満	150万円	400kW以上	～ 450kW未満	450万円		150kW以上	～ 200kW未満	200万円	450kW以上		500万円		200kW以上	～ 250kW未満	250万円		
蓄電システム	定格出力	金額	蓄電システム	定格出力	金額																																										
	10kW未満	10万円	250kW以上	～ 300kW未満	300万円																																										
	10kW以上	～ 50kW未満	50万円	300kW以上	～ 350kW未満	350万円																																									
	50kW以上	～ 100kW未満	100万円	350kW以上	～ 400kW未満	400万円																																									
	100kW以上	～ 150kW未満	150万円	400kW以上	～ 450kW未満	450万円																																									
	150kW以上	～ 200kW未満	200万円	450kW以上		500万円																																									
	200kW以上	～ 250kW未満	250万円																																												
大型カスタム蓄電システム	<p>②蓄電池部————— 8万円 / 1 kWh</p>																																														

※ 量産型登録蓄電システムについては、補助対象機器毎の基準価格（A値）及び目標価格（B値）をSIIのホームページにて公表しております。

4. 補助対象経費

「蓄電システム購入金額」と「当該補助対象機器の目標価格（B値）」との差額を補助対象経費とします。

5. 補助率及び補助額の計算

「蓄電システム購入金額」と「当該補助対象機器の基準価格（A値）」により、以下のように補助対象経費に対する補助率が決定し、補助対象経費に補助率を乗じて得られた金額が補助額となります。

①「蓄電システム購入金額」がA値を上回っている場合

補助対象経費の $\frac{1}{3}$

補助対象経費とは「蓄電システム購入金額」と「当該補助対象機器の目標価格（B値）」との差額です。

【計算式】

$$(\text{蓄電システム購入金額} - \text{目標価格 B 値}) \times 1 \div 3$$

②「蓄電システム購入金額」がA値以下の場合

補助対象経費の $\frac{2}{3}$ 若しくは 蓄電システム購入金額の $\frac{1}{4}$
のいずれか高い金額

補助対象経費とは「蓄電システム購入金額」と「当該補助対象機器の目標価格（B値）」との差額です。

【計算式】

$$\begin{aligned} (\text{蓄電システム購入金額} - \text{目標価格 B 値}) \times 2 \div 3 &= X \\ \text{蓄電システム購入金額} \times 1 \div 4 &= Y \\ X \text{ と } Y \text{ のいずれか高い金額を補助} \end{aligned}$$

※ 小数点以下は切り捨てとする。

※ S I I のホームページ内に「補助額計算機能」（量産型登録蓄電システム用）及び「補助額計算シート」（大型カスタム蓄電システム用）があります。補助額算出の参考としてください。

なお、S I I は「補助額計算機能」「補助額計算シート」又はその計算結果の利用により、申請者又は第三者に生じた損害や不利益について一切その責任を負いません。

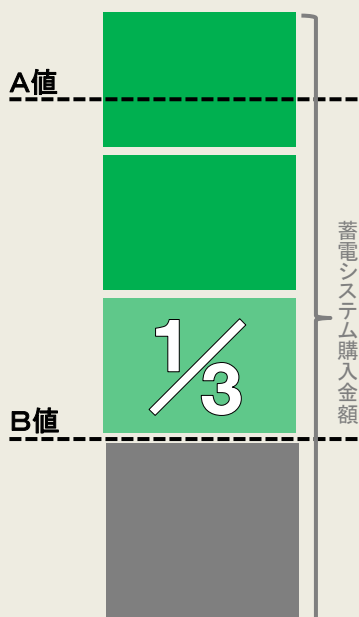
必ず申請者自身で補助申請金額の計算を行った上で、申請を行ってください。

6. 補助対象機器毎の補助上限金額

蓄電システム購入金額が当該補助対象機器の基準価格（A値）と同額であった場合の補助額【 $(A \text{ 値} - B \text{ 値}) \times 2 \div 3$ 】を補助対象機器毎の補助上限額とします。

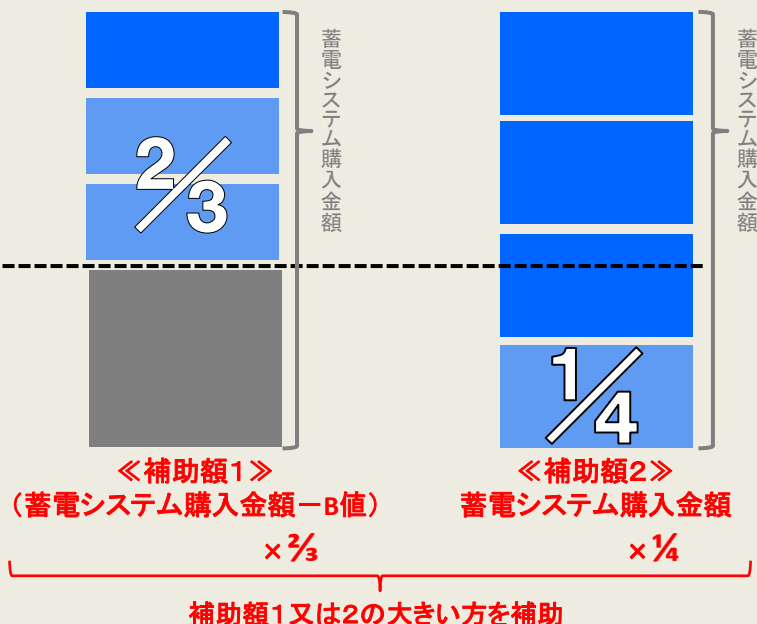
※ 設置場所毎の補助上限額についてはP. 13をご参照ください。

① 蓄電システムの購入金額がA値を超えている場合



《補助額》
 (蓄電システム購入金額－B値)
 $\times \frac{1}{3}$

② 蓄電システムの購入金額がA値以下の場合



《補助額1》
 (蓄電システム購入金額－B値)
 $\times \frac{2}{3}$

《補助額2》
 蓄電システム購入金額
 $\times \frac{1}{4}$

補助額1又は2の大きい方を補助

補助額の計算例

蓄電システムの仕様：【蓄電容量】6.25kWh 【付加機能】高サイクル耐久性 【台数】1台

■ステップ1：基準価格（A値）、目標価格（B値）を算出する

基準価格（A値） (蓄電池部16万円×6.25kWh) + 基礎20万円 + 付加機能3万円 = **123万円**

目標価格（B値） (蓄電池部 8万円×6.25kWh) + 基礎10万円 = **60万円**

補助対象機器毎の補助上限額 (基準価格A値123万円－目標価格B値60万円) × $\frac{2}{3}$ = **42万円**

■ステップ2：蓄電システムの購入金額から補助額を算出する

購入金額が150万円の場合 A値を超えているため①にて算出

(購入金額150万円－目標価格B値60万円) × $\frac{1}{3}$ = **補助額 30万円**

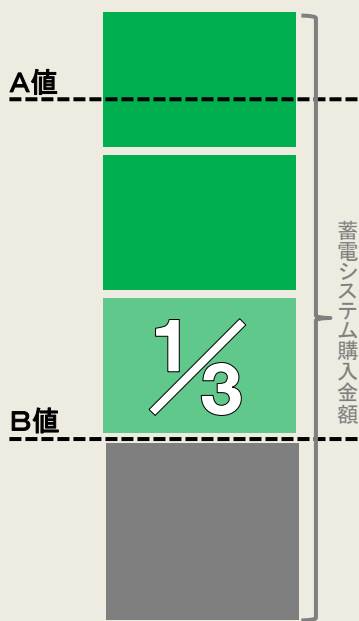
購入金額が120万円の場合 A値以下のため②にて算出

【補助額1】 (購入金額120万円－目標価格B値60万円) × $\frac{2}{3}$ = 補助額 40万円

【補助額2】 購入金額120万円 × $\frac{1}{4}$ = 補助額 30万円

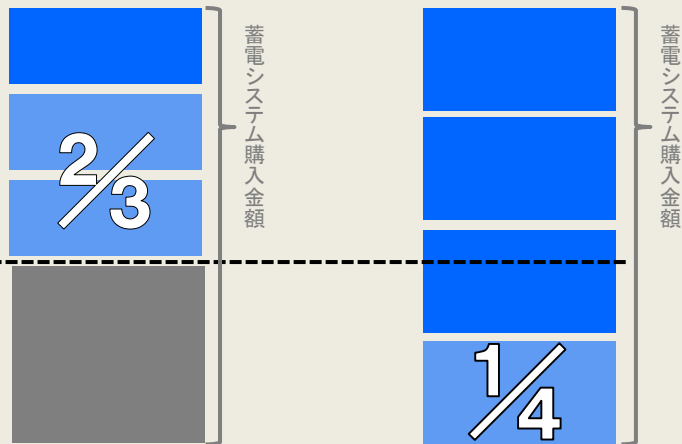
【補助額1】 > 【補助額2】のため **補助額 40万円**

① 蓄電システムの購入金額がA値を超えている場合



《補助額》
(蓄電システム購入金額 - B値)
 $\times \frac{1}{3}$

② 蓄電システムの購入金額がA値以下の場合



《補助額1》
(蓄電システム購入金額 - B値)
 $\times \frac{2}{3}$

《補助額2》
蓄電システム購入金額
 $\times \frac{1}{4}$

補助額1又は2の大きい方を補助

補助額の計算例

蓄電システムの仕様：【蓄電容量】75kWh 【定格出力】150kW 【台数】1台

■ステップ1：基準価格（A値）、目標価格（B値）を算出する

基準価格（A値） (蓄電池部16万円 \times 75kWh) + 基礎640万円 = 1,840万円

目標価格（B値） (蓄電池部8万円 \times 75kWh) + 基礎200万円 = 800万円

補助対象機器毎の補助上限額 (基準価格A値1,840万円 - 目標価格B値800万円) $\times \frac{2}{3}$ = 6,933,333円

■ステップ2：蓄電システムの購入金額から補助額を算出する

購入金額が2,900万円の場合 A値を超えているため①にて算出

(購入金額2,900万円 - 目標価格B値800万円) $\times \frac{1}{3}$ = 700万円

補助対象機器毎の補助上限額を上回っているため **補助額 6,933,333円**

購入金額が1,700万円の場合 A値以下のため②にて算出

【補助額1】 (購入金額1,700万円 - 目標価格B値800万円) $\times \frac{2}{3}$ = 補助額 600万円

【補助額2】 購入金額1,700万円 $\times \frac{1}{4}$ = 補助額 425万円

【補助額1】 > 【補助額2】 のため **補助額 600万円**

1. 補助対象者

日本国内において、S I I が認める蓄電システムを設置し、使用する以下のもの

- ・ 個人（個人事業主含む）
- ・ 法人

※ 蓄電システムの設備そのものを貸与する場合は、対象機器所有者と対象機器使用者にて、共同で申請してください。
 なお、申請をする場合は対象機器所有者が主体となり申請を行ってください。
 詳しくは、P.16をご参照ください。

なお、以下の申請者による補助金の申請は受け付けられません。

- ・ 補助金を受けようとする蓄電システムを製造又は自社の製品として販売する事業者（OEMメーカー）
- ・ 公的資金の交付先として、社会通念上、適切と認められない申請者
- ・ 申請に必要な書類を提出できない場合
- ・ 個人（個人事業主を含む）又は法人の役員が、暴力団等反社会的勢力である、反社会的勢力との関係を有している、また反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合

2. 設置場所毎の補助上限額

設置場所毎に補助上限額が設定されます。

【個人・法人】 1住宅あたり上限100万円

【法人】 1事業所あたり上限1億円

（補助対象機器毎の補助上限額については、P.10をご参照ください。）

- ※ 事業所に設置する場合でも、申請者が法人ではない場合（個人事業主等）の補助上限額は100万円となります。
- ※ 申請書に記載する住所は、原則、住居表示にて記入をしてください。
 交付申請時に新築建物等により住居表示が確定してない場合は、地番での申請を認めますが、実績報告は住居表示が確定した後に行ってください。
 なお、その場合は実績報告書提出時に補助事業計画変更届出書（申請者住所・設置場所）の提出が必要です。詳しくは、P.20をご参照ください。
- ※ 交付申請時は、設置場所を問わず、1申請毎に算出される補助申請金額にて交付決定されますが、実績報告時に同一設置場所について補助上限額を超えて申請があった場合は不備となりますので、同一設置場所にて複数申請を行う場合は、ご注意ください。
- ※ 同一設置場所について複数の建物や世帯が存在する場合、電灯契約がわかれていることを証明できる場合のみ、電灯契約毎に設置場所毎の補助上限額が設定されます。
 特に二世帯住宅でそれぞれの世帯用として申請する場合は、あらかじめ各世帯毎の電灯契約を確認できる書類等を準備し、実績報告書に添付してS I Iへ提出してください。

1. 申請種別について

- (1) 原則、蓄電システムを所有する個人（個人事業主含む）又は法人が、自ら管理・使用する場合に補助対象となり、蓄電システムを所有する者によって申請種別が決定します。なお、蓄電システムの設備そのものを貸与する場合は、対象機器所有権者が主体となり対象機器使用者と共に申請を行ってください。申請種別毎に申請書が異なりますので、申請書を提出する前に必ずご確認ください。

蓄電システムを所有する者	申請種別
個人（個人事業主を含む）	個人申請
法人	法人申請
法人（対象機器所有権者）	共同申請

※共同申請についての詳細はP.16をご参照ください。

■申請パターン例

建物区分	蓄電システム設置場所	所有権者	使用者	申請種別	設置場所毎の補助上限額
事業所	事業所	法人 ※1		法人申請	1億円
		個人事業主等 ※2		個人申請	100万円
		リース事業者等	法人 ※1	共同申請	1億円
		リース事業者等	個人事業主等 ※2	共同申請	100万円
住宅 (持家)	専有部分	区分所有者（個人）		個人申請	100万円
		リース事業者等	区分所有者（個人）	共同申請	100万円
		区分所有者（法人）		法人申請	100万円
		リース事業者等	区分所有者（法人）	共同申請	100万円
	共用部分 (管理組合あり)	管理組合（法人）		法人申請	1億円
		管理組合（法人登録なし） ※3		法人申請	1億円
		リース事業者等	管理組合（法人）	共同申請	1億円
		リース事業者等	管理組合（法人登録なし） ※3	共同申請	1億円

※1 地方自治体が申請する場合

国の行政機関以外の地方自治体等が申請を行う場合は、法人申請にて申請してください。実在証明書等の補助金申請に必要な書類については、それらに準ずる書類を提出してください。

例) 実在証明書の代わりになる書類・・・設置場所建物の登記簿謄本
又は設置場所建物の賃貸契約書 等

※2 個人事業主等が申請する場合

事業所に設置する場合でも、申請者が法人ではない場合（個人事業主等）の設置場所毎の補助上限額は100万円となります。その場合は「個人申請」にて申請を行ってください。

※3 法人登録していない管理組合が申請する場合

管理組合が法人登録していない場合は、以下の書類を提出できる場合に限り申請が可能です。（書類が提出できない場合は、S I Iへご相談ください。）

- ① 申請担当者が理事以上の役員であることを証明する書類
- ② 管理組合の理事以上の役員を選任議事録
(交付申請の2年以内に作成されたものであること)
- ③ 管理組合総会において、蓄電システム導入に対する決議があったことを証明する書類

- (2) 蓄電システムの所有者と使用者が異なる場合、以下については蓄電システムを所有する個人（個人事業主含む）又は法人が申請を行うことが可能です。

以下についてリース事業者等が関わり共同申請となる場合は、S I I にご相談ください。

■申請パターン例

建物区分	蓄電システム設置場所	所有者	使用者	申請種別	設置場所毎の補助上限額
住宅(持家)	共用部分 (管理組合未発足)	開発事業者等 (のちに管理組合)	入居者	法人申請 ※4	1億円
住宅 (賃貸) ※社宅を含む	専有部分	個人	入居者	個人申請	100万円
		法人	入居者	法人申請	100万円
	共用部分	個人	入居者	個人申請	100万円
		法人	入居者	法人申請	1億円

※4 管理組合発足前に申請する場合

管理組合発足前の集合住宅において蓄電システムを導入する場合は、以下の条件を満たし、書類を提出できる場合に限り、開発事業者等が法人申請として申請することが可能です。

【交付申請時】

- ① マンション購入者の入居開始前であること
- ② 以下の内容を記載した「重要事項説明書」の提出ができること
 - ・設置される蓄電システムは本補助金を受けている旨
 - ・財産処分制限期間（6年）において、管理組合による保守管理が必要な旨
 - ・入居開始後に発足された管理組合に本補助金の地位を承継する旨

【実績報告時】

- ① 実際に使用された「重要事項説明書」の提出ができること
- ② 2組以上の入居が確認できる書類（鍵の受け渡し証等）の提出ができること
- ③ ②の入居者が「重要事項説明書」を確認していることが証明できる書類の提出ができること

2. 共同申請

蓄電システムの設備そのものを貸与する場合は、対象機器所有者と対象機器使用者にて、共同で申請してください。

なお、申請をする場合は対象機器所有者が主体となり申請を行ってください。

(1) 補助対象となる費用

対象機器所有者が蓄電システムを調達する際の購入費用を補助の対象とします。補助額の算出方法については、P. 9～10を参照してください。

(2) 貸与に係る料金

貸与に係る料金（リース料金等）は、対象機器所有者が補助金を受けることで利益を得ていないことを証明する必要があります。

S I I 指定様式にて補助金を「受けた場合」と「受けなかった場合」の貸与に係る料金の内訳（蓄電システム購入費用・金利・保険料・諸税等）を明示してください。

(3) 貸与期間

対象機器所有者から貸与を受けて蓄電システムを設置・使用する場合は、貸与期間を財産処分制限期間（6年）以上として契約締結をしてください。

契約期間を財産処分制限期間より短くせざるを得ない正当な理由がある場合は、あらかじめS I I に連絡の上、承認を受けてください。

(4) 貸与に係る契約書

貸与に係る契約書（リース契約書等）には以下2点を記載し、対象機器使用者においても本補助金について理解した上で申請を行ってください。

- ① 本補助金の交付規程及び応募要領に則り、財産処分制限期間（6年）は蓄電システムの保守管理を行うこと
- ② 契約が財産処分制限期間（6年）以内に終了した場合、補助金の返還が伴う場合があること

1. 申請代行者とは

個人申請及び法人申請の場合は、申請手続きを第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請手続きの依頼を受けた者（以下、「申請代行者」という。）は、以下のことに留意し申請手続きを行ってください。

- （１）申請代行者は、本補助金の申請について十分に理解し、誠実かつ正確な申請を行ってください。
- （２）申請代行者は、S I Iからの問合せに対し申請者と共に迅速に対応してください。
- （３）申請者が補助金を受け取った後も、当該申請についてS I Iが行う調査、補助金の返還等に協力を行う義務を負います。

※ 申請者は、申請代行者に申請手続きを依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力してください。

2. 申請書類の不備への対応

審査の結果、申請書類に不備がある場合は、不備内容を記載した通知と共に申請者へ書類一式を返却します。申請代行者は申請者と連絡を取り合い、書類が返却された場合は、不備の解消を行った上で、通知に記載された不備解消期限までに再度申請をしてください。

※ 原則、不備があった旨の事前電話連絡は行いません。

3. 申請代行者からの問合せ

申請に関する問合せは、必ず申請書の控えをお手元にご用意いただいた上で行ってください。なお、以下については原則問合せに対応できませんので、あらかじめご了承ください。

- ・申請書の到着確認
ご自身で到着確認ができる郵送方法（簡易書留等）にて送付してください。
なお、郵便私書箱で受け付けることができない郵送方法（メール便や宅配便等）での送付はできません。
- ・申請情報が特定できない申請内容の確認
特定の申請についての問合せをする際は、必ず申請書の控えをお手元にご用意いただき、全ての申請情報がわかるようにしてください。
- ・補助金の支払い時期の確認
補助金の支払い時期は、申請者に発送される「補助金の額の確定通知書」をご確認ください。
- ・S I Iが発行する通知物等の内容や再発行に関する問合せ
S I Iが発行する通知物等の内容（交付決定番号等）の開示や再発行は、原則行いません。
申請者は受領した通知物等を大切に保管してください。

4. 申請代行者の変更

交付申請から実績報告までの間に申請代行者が変更になった場合は、実績報告時に新しい申請代行者情報を記載して提出していただくことで、S I Iへの変更の届け出とすることができます。

ただし、交付申請から実績報告までの間に申請代行者が変更になりS I Iからの問合せに対応できない場合は、速やかに申請者と連携をとり、S I I指定書式にて変更の届け出を行ってください。

（提出書類については、P. 20をご参照ください。）

1. 利益等排除の対象となる調達先

法人が申請を行う場合、蓄電システムの調達先（下請け会社を経由する場合も含む。）が、下記のいずれかの関係に該当する会社の場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (2) 申請者の関係会社（上記（1）を除きます。）

調達先との関係の確認は必ず各申請者自身が確認を行い、申請をしてください。

※ 申請者もしくは使用者が、自ら製造する蓄電システム（自社の製品として販売する場合も含む。）を自社に設置する場合は、補助金を受けることができません。

2. 利益等排除の方法

- (1) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該蓄電システムの製造原価以内（又は仕入れ価格以内）であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。これが出来ない場合、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における、売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

- (2) 申請者の関係会社（上記（1）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価（又は仕入れ価格）と、当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であることが証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。これが出来ない場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※ 補助金を受けようとする蓄電システムを製造又は自社の製品として販売する事業者（OEMメーカー）は、上記の利益等排除には該当せず、申請することができません。詳しくは、P. 13をご参照ください。

1. 補助金申請手順

補助金の交付までに、必ず以下2回の申請を行ってください。

- 1 回目・・・交付申請
- 2 回目・・・実績報告

2. 交付申請

申請者は、以下の事項を全て満たしている場合に交付申請を行うことができます。
(交付申請の手続きについて、詳しくはP. 26以降を参照してください。)

- ① 設置する予定の蓄電システムについて購入契約締結後であること。
- ② 設置する予定の蓄電システムが、購入契約締結時にS I Iの補助対象機器として登録されていること。※1
- ③ 設置する予定の蓄電システムについて設置工事に着手していないこと。
- ④ 機器製造事業者が「大型カスタム蓄電システム機器製造事業者の要件」を満たし、「大型カスタム蓄電システム機器製造事業者の同意事項」に同意していること。 ※2
- ⑤ 交付申請受付期間内であること。

※1 大型カスタム蓄電システムの申請については除く

※2 量産型登録蓄電システムの申請については除く

審査により交付申請内容が認められた場合は、申請者へ「交付決定通知書」が郵送されます。必ず交付決定通知書を受領した後に蓄電システムの設置工事に着手してください。申請者が交付決定通知書を受領する前に蓄電システムの設置工事に着手した場合は、補助対象外となります。

3. 実績報告

申請者は、以下の事項を全て満たしている場合に実績報告を行うことができます。
(実績報告の手続きについて、詳しくはP. 31以降を参照してください。)

- ① 事前に交付申請を行い、交付決定通知書を受領していること。
- ② 交付決定通知書受領後に補助対象機器の設置工事に着手していること。
- ③ 設置した蓄電システムがS I Iに登録された補助対象機器であること。※1
- ④ 補助対象とする費用の支払いが完了している若しくはP. 31～32、43～44でS I Iが認めている支払方法で支払いを行っていること。
- ⑤ 設置した補助対象機器が使用できる状態であること。
- ⑥ 設置した補助対象機器が販売事業者から引渡し済みであること。
- ⑦ 実績報告受付期間内であること。

※1 大型カスタム蓄電システムの申請については除く

審査により実績報告内容が認められた場合は、申請者へ「補助金の額の確定通知書」が郵送されます。

補助金の支払時期については「補助金の額の確定通知書」をご確認ください。

4. 申請受付開始日

交付申請 平成27年 3月30日(月)

実績報告 平成27年 3月30日(月)

5. 申請受付期限

交付申請 平成27年12月28日(月) 郵便私書箱必着

※ 交付申請の補助申請金額の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了します。

実績報告 平成28年 1月29日(金) 郵便私書箱必着

1. 補助事業を中止する場合

交付申請後から補助金受領前までに、やむを得ない理由により補助事業の継続が困難であると判断された場合は、速やかに下記書類にてS I Iへ届け出を行ってください。補助事業を中止したのにもかかわらず、速やかにS I Iへ届け出を行わなかった申請者並びに申請代行者に対して、S I Iは次回以降の申請を受付けない等の措置をとる場合があります。

- ・補助事業申請取下げ届出書

2. 申請内容が変更になる場合

交付申請書類を提出した後の申請内容の変更は、原則として認められません。交付決定日から補助金受領前までに、やむを得ない理由により申請内容の軽微な変更が発生した場合は、速やかに下記書類にてS I Iへ届け出を行ってください。変更内容によって、以下の書類以外に提出が必要な書類があります。詳細は各届出書に記載されている内容をご確認ください。

変更内容	届出書
① 申請者住所（書類送付先）	補助事業計画変更届出書 （申請者住所・設置場所）
② 設置場所情報 ※住居表示の確定・建物区分の変更を含む	
③ 補助対象機器（蓄電システムのパッケージ型番） ※原則、交付申請時と同じメーカーの蓄電システムに限る	補助事業計画変更届出書 （補助対象機器）
④ 補助申請金額 ※増額を希望する場合のみ	補助事業申請取下げ届出書
⑤ 実績報告予定日	補助事業計画変更届出書 （実績報告予定日）
⑥ 申請代行者情報	補助事業計画変更届出書 （申請代行者）
⑦ 上記①～⑥以外の軽微な変更	補助事業計画変更届出書

- ※ 変更内容が決定した時点で、速やかにS I Iへ届け出を行ってください。
- ※ 交付決定日前に変更が発生した場合は、交付申請受付期間中に限り、交付申請の取下げ届を行ったのちに、改めて変更後の内容にて交付申請を行ってください。
- ※ ①について、S I Iからの通知物を申請者住所に郵送した際に、申請者が通知を受領できない場合は、補助金のお支払いができない場合があります。
- ※ ④について、交付決定日以降に蓄電システム購入金額に変更があり交付決定金額の増額を希望する場合は、交付申請受付期間中かつ蓄電システムの設置前に限り、申請の取下げを行い、改めて変更後の蓄電システム購入金額にて交付申請を行ってください。蓄電システム購入金額の変更があっても補助申請金額の増額が無い場合は、申請の取下げは不要です。実際に支払った蓄電システム購入金額に基づいて補助申請金額を算出して実績報告を行ってください。
- ※ ⑤について、実績報告予定日は、S I Iが実績報告書の審査を効率良く行い、円滑に補助金の支払いを行う目的に使用するため、交付申請書に記入した実績報告予定日から1か月以上前後する場合は、必ず変更の届け出を行ってください。変更の届け出が無かった場合、実績報告書が受け付けられない場合がありますので、あらかじめご注意ください。

3. 申請者(共同申請の場合は、対象機器所有者・対象機器使用者)が変更になる場合

交付決定後に、やむを得ない理由により申請者が補助事業を継続できなくなった場合、S I Iが認めた場合に限り、当該補助事業の地位を近親者（個人の場合は二親等以内、法人の場合はそれに類するもの）に承継し補助事業の継続することができます。必ずS I Iへ電話連絡をした上で、S I Iの指示に従い承継承認申請を行ってください。

申請者は、補助金受領後から取得財産処分制限期間（6年）以内においては、設置した補助対象機器を管理し、補助金の交付の目的に従って効率的運用を行わなければなりません。また、以下のような変更や処分をする場合においては、必ず事前にS I Iへ電話連絡を行い、S I Iの指示に従ってください。

1. 不具合等により補助対象機器を交換する場合

補助金受領後から取得財産処分制限期間（6年）以内に、設置した補助対象機器の不具合等により機器を交換しなければならない場合は、機器を交換する前に変更内容等についてS I Iの承認を受ける必要があります。

必ず事前にS I Iへ電話連絡を行った上で以下の書類を提出し、提出後はS I Iの指示に従ってください。

- ・補助事業計画変更承認申請書
- ・機器製造事業者（又は販売事業者）が発行する不具合の状態がわかる報告書等

2. 補助対象機器を処分する場合

補助金受領後から取得財産処分制限期間（6年）以内に、設置した補助対象機器の処分を行う場合は、処分を行う前に処分内容等についてS I Iの承認を受ける必要があります。

財産処分に 該当する 補助対象機器の 処分方法例	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付目的に反して使用 ・返品 ・廃棄 ・売却（蓄電システムを含む住宅等を売却する場合を含む） ・譲渡 ・交換（不具合等による機器の交換は含まない） ・貸し付け ・担保に供する処分 <p style="text-align: right;">等</p>
-----------------------------------	---

必ず事前にS I Iへ電話連絡を行った上で以下の書類を提出し、提出後はS I Iの指示に従ってください。

- ・補助事業財産処分承認申請書

3. 補助対象機器の設置場所を変更する場合

補助金受領後から取得財産処分制限期間（6年）以内に、転居等により補助対象機器の設置場所が変更になる場合は、設置場所変更前にS I Iの承認を受ける必要があります。

必ず事前にS I Iへ電話連絡を行った上で以下の書類を提出し、提出後はS I Iの指示に従ってください。

- ・補助事業計画変更承認申請書

4. 補助事業を近親者に承継する場合

交付決定後に、やむを得ない理由により申請者が補助事業を継続できなくなった場合、申請が認められた場合に限り、当該補助事業の地位を近親者（個人の場合は二親等以内、法人の場合はそれに類するもの）に承継することができます。

必ずS I Iへ電話連絡を行った上で、S I Iの指示に従い承継承認申請を行ってください。

1. 補助金申請にあたって特に留意すべき事項

- ① 申請者は、交付規程、応募要領、申請の手引きについて十分理解した上で、申請を行ってください。
- ② 申請者及び申請代行者は、如何なる理由があっても、提出する申請書類に虚偽の記述を行ってはなりません。
申請内容に虚偽があると疑われる場合は、現地調査等を実施し、その結果不正行為が認められたときには、補助金が支払われない、加算金を加えた額を返還していただく等の措置が執られるとともに、刑事罰等が科される可能性があります。
申請者及び申請代行者は以上のことを認識し、補助金受給に関する全ての手続きに関して、適正に行ってください。詳しくは、P. 1をご参照ください。
- ③ 交付申請書類を提出した後の申請内容の変更は、原則として認められません。
万が一変更が生じた場合は、あらかじめS I Iに報告し、S I Iの指示に従ってください。詳しくは、P. 20をご参照ください。
- ④ 補助金を受領した場合、補助対象機器は取得財産処分制限期間（6年）の間はS I Iの承認無しに処分できません。詳しくは、P. 21をご参照ください。

2. 申請書類の写し(コピー)の保管

S I Iは、審査の過程において、申請の内容について確認する場合がありますので、申請書類一式の写し(コピー)を必ずお手元に保管してください。

なお、実績報告書兼取得財産等明細表については、取得した財産を適切に管理する観点から、本事業ではその写しを取得財産等管理台帳として取り扱うため、補助金受領後も必ず保管してください。

3. 不備書類の取り扱い

審査の結果、申請書類の不足や記入漏れ等により不備がある場合は、不備のご案内書と共に書類一式を原則申請者へ返却しますので、速やかに不備の解消を行い、不備のご案内書に記載された不備解消期限までに再度申請を行ってください。

申請代行者がいる場合は、申請代行者と連絡を取り合い、不備の解消を行ってください。
なお、原則不備があった旨の事前電話連絡は行いません。

万が一、不備解消期限までに再申請が無い場合は、補助金を受け取ることができなくなる場合がありますので、万が一不備解消期限に間に合わない場合は、必ずS I Iへご連絡いただき、S I Iの指示に従ってください。

4. 補助金申請にあたっての同意事項

交付申請及び実績報告をするためには、それぞれの申請時に同意事項及び注意事項に同意していただく必要があります。

補助金申請に関わる大切な内容ですので、必ずお読みいただいた上で、「補助金及び交付申請に関する同意書」「補助金及び実績報告に関する同意書」に申請者（申請代行者がいる場合は、申請代行者の担当者を含む）が署名捺印をしていただき、その原本（コピー不可）を提出してください。

1. 交付申請及び実績報告

申請者（共同申請の場合は「対象機器所有者」及び「対象機器使用者」をいう。）は、本補助金の交付規程、応募要領、申請の手引きに記載されている内容をすべて承知の上で、S I Iに必要な申請書類をご提出ください。なお、提出された申請書をS I Iが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを、申請者が承知した上で申請を行ってください。

また、申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えておいてください。

実績報告においては、申請者は補助対象機器の設置に係る下記すべてのことが完了していることを確認してから実績報告を行ってください。

- ①補助金実績報告書に記載された設置場所住所に補助対象機器が適切に設置されていること。
- ②蓄電システムの使用ができる状態であること。

2. 交付決定通知受領前の補助対象機器の設置の禁止

交付決定通知書を受領する前に補助対象機器の設置工事に着手した場合（設置工事が不要な機器は使用を開始した場合）は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。

3. 補助対象機器の購入

申請者は、補助対象機器に係るすべての費用を現金払いにて支払いを完了してから実績報告を行ってください。現金以外の支払いの場合は、応募要領に定める条件を満たしている場合、申請が可能です。

4. 重複申請の禁止

申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請をすることができません。

- ①本補助金の交付が、すでに上限金額に達している設置場所住所に設置する場合。
- ②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して補助金の交付を受けている場合。

5. 申請の無効

申請者は、S I Iに提出する申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項及びその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、又は調査等により交付対象とならないことが確認された場合、S I Iはただちに当該の申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。

6. 債権譲渡の禁止

申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するS I Iに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、又は担保に供することはできません。

7. 取得財産の管理

申請者は、補助金交付後6年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をS I Iに提出し、その承認を受けるものとします。取得財産等を処分することにより申請者に収入がある、又は収入があると認められるときは、申請者はその収入の一部若しくは全部をS I Iに納付するものとします。

8. 申請代行者による申請手続き

申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者（以下「申請代行者」という。）は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る手続きが円滑に進むよう補佐する義務及び責任を負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

9. 申請の変更及び取り下げ

申請者は、申請書類の提出から補助金の交付を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容に変更が生じた場合又は補助事業を中止する場合は、速やかにS I Iに連絡し、その指示に従わなければなりません。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことによりS I Iによる申請に係る審査ができない場合、S I Iは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。

申請された内容の変更、申請の取り下げ又は申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、S I Iの故意又は重過失に起因する場合を除き、S I Iは申請者に対して一切の責任を負いません。

10. 申請情報の訂正

S I Iは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「S I Iによる訂正」及び「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。S I Iは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。

11. 調査等への協力

S I Iは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所（住所）への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はS I Iの求めに応じて、これらの調査等に協力しなければなりません。

12. 免責

S I Iは、機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、S I I及びS I Iから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点（S I Iが定める郵送先に到着し、S I Iによる引き取りを行った時点をいう。）以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、S I Iはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。また住所等の変更について、申請者がS I Iに対し連絡を行わなかったために、S I Iからの通知物又は送付書類が延着、不着となった場合も同様に、S I Iは当該通知物又は送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。

13. 個人情報の管理

S I Iは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。S I Iは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でS I Iが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。

14. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とS I Iとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

15. 事業の内容変更、終了

S I Iは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、S I Iは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がS I Iの故意又は重過失による債務不履行又は不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更及び本同意事項の変更についてはS I Iホームページ及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなします。

お問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第三グループ
リチウムイオン蓄電池補助金申請担当

■補助金申請に関するお問い合わせ

受付時間：平日9：00～17：00 ※通話料がかかります

0570-783-503

一部のIP電話からのご連絡 03-5859-0372

■ホームページ

http://sii.or.jp/lithium_ion26r/

申請書類の送付先

〒115-8691 赤羽郵便局私書箱45号

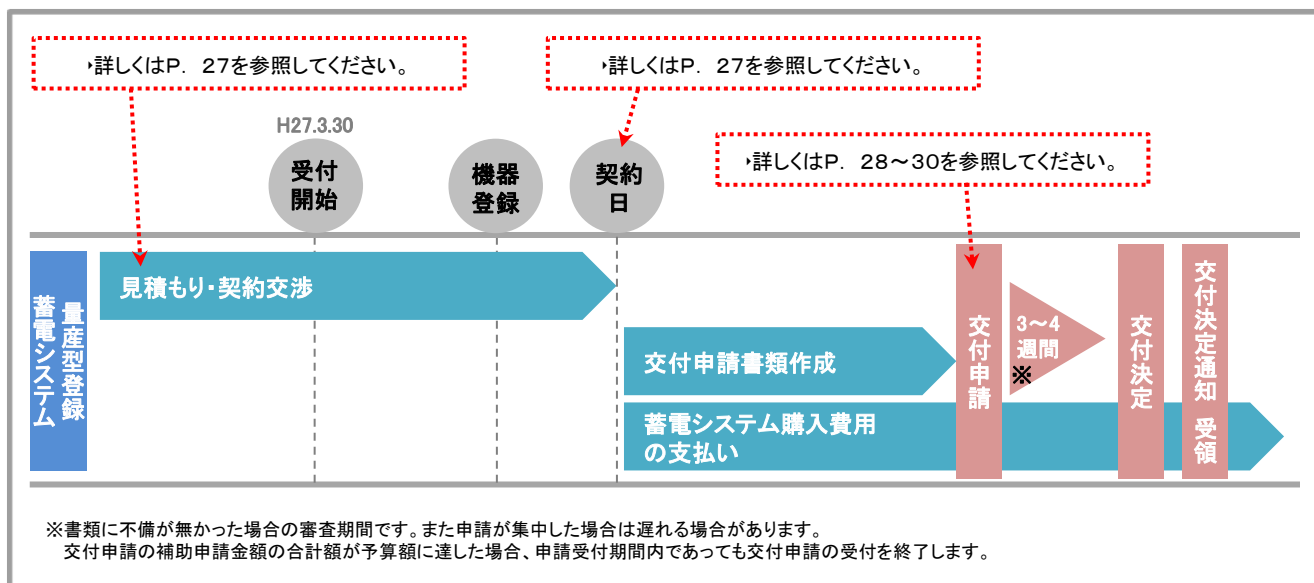
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第三グループ
リチウムイオン蓄電池補助金 申請担当宛て

【郵送にあたっての注意事項】

- ・申請者は、提出前に**申請書のコピーを必ず取り、お手元に控えておいてください。**
申請代行者がいる場合は、申請代行者もコピーを控えておいてください。
- ・封筒表面に赤字で『**補助金申請書在中**』と必ずご記入ください。
また、必ず差出人の住所・氏名をご記入ください。
- ・必ず郵便にて送付してください。
S I I への直接持ち込み、FAX又はメールでの送付、メール便・宅配便等の郵便私書箱では受け取りができない郵送方法による送付はできません。
- ・郵送料は申請者負担となります。料金不足により不着にならないように郵便窓口からの郵送をお勧めします。
- ・申請書の到着確認について個別の問合せは受け付けません。
郵送物の到着確認を行いたい場合は、到着確認ができる郵送方法（簡易書留・レターパック等）にて送付してください。
- ・S I I からの連絡がある前に申請書類の不備に気付いても、**追加の郵送は行わないでください。**必ずS I I から送付される不備内容を記載した通知に従って、不備の解消を行ってください。

量産型登録蓄電システム

補助事業の流れ



1. 見積もり・契約交渉

交付申請受付開始前及び設置する蓄電システムがS I Iに登録される前に、見積もりや契約交渉を行うことは可能です。ただし、交付申請受付開始前及び設置する蓄電システムがS I Iに登録される前に契約行為が発生した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

2. 蓄電システムの購入契約

蓄電システムの購入契約は、交付申請受付開始後かつ設置する蓄電システムがS I Iに登録された日以降に行ってください。

補助対象機器の登録日はS I Iのホームページ (<http://www.sii.or.jp/>) にて確認することが可能です。

(1) 蓄電システムの設置工事を行う場合(新築住宅・既築住宅等)

申請者と販売事業者にて蓄電システム購入・設置に係る請負契約書等を作成してください。新築住宅等で、すでに蓄電システムを含まない住宅の契約が締結済みの場合も、蓄電システム設置工事の契約が交付申請受付開始後かつ機器登録後であれば申請することが可能です。ただし、蓄電システムの設置に係る工事着工は交付決定通知書の受領後に行ってください。

※ 蓄電システムを貸与する場合は、貸与に関する契約書を作成してください。

(2) 既に設置された蓄電システムを含む住宅を購入する場合(建売住宅等)

申請者と販売事業者にて蓄電システムを含む住宅の売買契約書等を作成してください。ただし、蓄電システムを含む住宅の引渡しは交付決定通知書の受領後に行ってください。

(3) 設置工事が不要な蓄電システムを購入する場合

蓄電システムの設置に係る工事が不要とS I Iが認めた補助対象機器について、蓄電システム購入契約書の作成が困難な場合、申請者と販売事業者にて「補助対象機器の購入契約に関する宣誓書」(S I I指定)を作成してください。

ただし、蓄電システムの使用開始は交付決定通知書の受領後に行ってください。

3. 交付申請

本補助金を受けようとする場合は、必ず蓄電システムの設置工事を開始する前に交付申請を行ってください。審査で認められた場合、S I Iから「交付決定通知書」が発行されますので、その通知の受領をもって蓄電システムの設置工事を開始してください。設置工事をとみなわない蓄電システムの場合は、通知受領後に使用開始してください。

(1) 交付申請書

申請書は、S I Iのホームページから最新のものをダウンロードしてください。記入方法等の詳細な手続き方法については、「申請の手引き」をご参照ください。

様式名		個人申請	法人申請	共同申請
補助金交付申請書	(S I I 指定)	様式 1	様式 1	様式 1
暴力団排除に関する誓約事項	(S I I 指定)	様式 1-2	様式 1-2	様式 1-2
補助金及び交付申請に関する同意書	(S I I 指定)	様式 2	様式 2	様式 2
実在証明書	(自由書式)	様式 3	様式 3	様式 3 ※2
蓄電システム 契約金額内訳書	(S I I 指定)	様式 4	様式 4	様式 4
蓄電システム 購入（リース）契約書等（コピー）	(自由書式 ※1)	様式 5	様式 5	様式 5
財務諸表（コピー）	(自由書式)	不要	様式 6	様式 6 ※2
蓄電システム リース契約内訳書	(S I I 指定)	不要	不要	様式 7

必要な申請書類がすべて揃っていない場合は、申請を受け付けできません。

- ※1 蓄電システムの設置に係る工事が不要とS I Iが認めた補助対象機器について、蓄電システム購入契約書の作成が困難な場合、「補助対象機器の購入契約に関する宣誓書」（S I I 指定）を提出してください。
- ※2 共同申請は、対象機器所有者の実在証明書・財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）を提出してください。

【申請書類の簡易化】（法人申請・共同申請のみ）

同一法人による多数の申請を予定している場合は、S I Iが認めた場合に限り、下記の3つの申請書類の簡易化が可能です。

- ① 交付申請「実在証明書」
- ② 交付申請「財務諸表」
- ③ 実績報告「通帳・口座証明書」

申請書類の簡易化を希望する場合は、事前に「補助金申請書簡易化承認申請書」を提出してください。簡易化がS I Iに認められた場合は、申請から2週間程度で「補助金申請書簡易化承認書」がS I Iより送付されます。以降の交付申請については①②、実績報告については③を添付する代わりに「補助金申請書簡易化承認書」（コピー）を添付して申請を行うことが可能です。

（添付が無い場合は不備となりますので、ご注意ください。）

- ※ 簡易化承認申請の手続きについてはS I Iホームページをご確認ください。
- ※ 簡易化承認申請については、補助金の申請を認めるものではありません。
- ※ 上記の承認申請書を提出いただいても、審査により認められない場合があります。
- ※ 簡易化が認められた場合であっても、S I Iが指定事業者として認定するものではありません。

(2)書類の準備(申請者が販売事業者から取得する書類)**【様式4】蓄電システム 契約金額内訳書**

蓄電システムの購入費用（税抜）を証明する書類です。

(3)書類の準備(申請者が準備する書類)**【様式1】補助金交付申請書**

(2)で取得した書類をもとに、申請書を記入してください。
補助申請金額の計算については、「蓄電システム 契約金額内訳書」を参照し、P.9～10に基づき補助申請金額を算出してください。
なお、S I Iのホームページに掲載されている補助額計算機能を使用する場合も、P.9～10の算出方法を参照し、申請者自身で補助額の確認を必ず行ってください。

【様式1-2】暴力団排除に関する誓約事項**【様式2】補助金及び交付申請に関する同意書**

誓約事項及び同意事項は本補助金の申請に係る大切な内容です。必ず確認・同意の上、署名・捺印（朱印にて押印のこと）してください。いずれも原本を提出してください。

【様式3】実在証明書**●個人申請の場合**

以下の書類のうち、いずれかひとつのコピーを提出してください。なお、有効期限があるものは、提出時に有効期限内であることを確認してください。
「運転免許証」「健康保険被保険者証」「共済組合員証」「住民基本台帳カード」「日本国パスポート」「在留カード（外国人登録証明書）」「養育手帳」「身体障害者手帳」

●法人申請・共同申請の場合

提出日から1年以内に発行された申請者（共同申請の場合は、対象機器所有者）の印鑑証明書を提出してください。

【様式5】蓄電システム 購入（リース）契約書等

設置工事の状況に応じて、P.27を参照の上、以下のことに留意して蓄電システムの購入に係る契約書等を提出してください。（共同申請の場合は、P.16を参照の上、蓄電システムの貸与に係る契約書を提出してください。）

- ・原則、申請者控えのコピーを提出してください。
- ・契約者双方が署名・捺印の上、印紙税法に則った収入印紙を貼付してください。（「補助対象機器の購入契約に関する宣誓書」への貼付は不要です。）
- ・設置する蓄電システムを購入することが明確に確認できるよう、パッケージ型番を記載してください。
- ・契約書等に改ざん等の不正行為が認められた場合は、P.1の通り処分対象になる場合があります。

【様式6】財務諸表 ※法人申請・共同申請のみ

申請者（共同申請の場合は、対象機器所有者）の直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

【様式7】蓄電システム リース契約内訳書 ※共同申請のみ

対象機器所有者が補助金を受けることで利益を得ていないことを証明する書類です。補助金を「受けた場合」「受けなかった場合」の貸与に係る料金の内訳（蓄電システム購入費用・金利・保険料・諸税等）を明示してください。

(4)書類提出

- ① 申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、申請書を提出前に必ずコピーを取り、控えておいてください。
- ② 交付申請書は、S I I が指定する送付先に送付してください。（送付先は、P.25をご参照ください。）
- ③ 送付する際は、到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。
- ④ 書類送付後に書類の不備に気付いた場合、追加の書類送付は行わないでください。原則、S I I の指示無く追加で送付された書類は受け付けることができません。S I I からの指示に従ってください。

(5)交付申請の審査

S I I は、申請者から交付申請書が届き次第、到着順に審査を行います。

交付申請書に不備が無い場合、S I I が交付申請を受理した日から概ね3～4週間で審査完了し、交付決定通知書を申請者に送付します。

（審査期間は、申請の受付状況等により変わります。）

申請書の記入内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しません。また、申請内容が応募要領・申請の手引き等に従っていない場合や重度の不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。

(6)申請書類に不備があった場合の対応

審査の結果、申請書類に不備があった場合は、不備内容を記載した通知と共に申請者へ書類一式を返却しますので、速やかに不備の解消を行った上で、通知に記載された不備解消期限までに再度申請をしてください。申請代行者がいる場合は、申請代行者と共に不備の対応を行ってください。

※ 原則、不備があった旨の事前電話連絡は行いません。

(7)交付決定通知書の受領

- ① 審査の結果、S I I より認められた場合、S I I は原則簡易書留にて申請書に記入された申請者住所に「交付決定通知書」を送付しますので、申請者は必ず交付決定通知書をお受け取りください。
- ② 申請代行者は、申請者と連絡を取り合い、交付決定通知書の受け取りを必ず確認してください。
- ③ 交付決定通知書は、実績報告や問い合わせ等をする際に必要となりますので大切に保管してください。

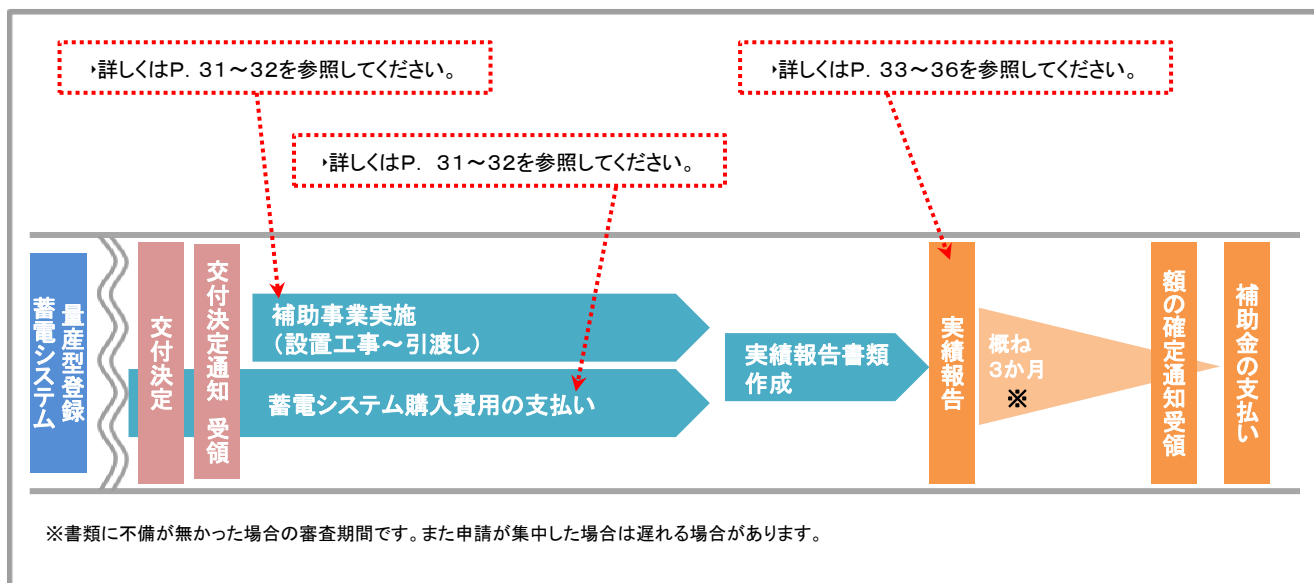
(8)交付決定通知書の記載内容の確認

- ① 交付決定通知書には、以下の項目が記載されています。

- ・申請者名
- ・設置場所住所
- ・蓄電システムパッケージ型番
- ・補助金の額（交付決定金額）

審査により、申請された内容と異なる場合がありますので「交付決定通知書」が届き次第、必ず記載内容を確認してください。

- ② 交付決定通知書はS I I が交付申請の内容が適正であると認められる者に対し、申請を受理した旨を通知するもので、補助金の支払い及び金額を決定するものではありません。なお、補助金の額は実績報告時の申請上限額となります。いかなる理由があっても、補助金の額及び制度上決められている補助上限額を超える補助金が支払われることはありません。



1. 蓄電システム設置工事の着手

申請者は交付決定通知書を受領した後に、速やかに補助対象とする蓄電システムの設置工事に着手してください。

申請者が交付決定通知書を受領する前に蓄電システムの設置工事に着手した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

2. 設置・引渡し

蓄電システムの設置に係る全ての工事（設置・据付・配線・系統連系・最終確認等）を完了し、蓄電システムが使用できる状態で販売事業者から引渡しを受けてください。

3. 蓄電システム購入費用（補助対象費用）の支払い

蓄電システム購入費用は契約締結後から実績報告までに行ってください。

申請者は、原則現金払いにて支払いを行い、補助対象とする蓄電システム購入費用の領収書を販売事業者から入手してください。

ただし、次の①～⑥については、申請を行うことが可能です。

① 蓄電システム購入費用の支払いを銀行振込にて行った場合

銀行振込にて蓄電システム購入費用の支払いを行う場合も、販売事業者が領収書を発行できる場合に限り、申請が可能です。

（金融機関発行の銀行振込証等を領収書の代わりとすることはできません。）

また、振込手数料を補助対象費用に含めることはできません。領収金額に振込手数料が含まれる場合は、補助申請金額を算出する際にご注意ください。

② 住宅ローンを利用して蓄電システムが付帯している住宅を購入する場合

蓄電システムが付帯する住宅の購入について、金融機関から住宅ローンの融資を受ける場合は、販売事業者が蓄電システムの領収書を発行できる場合に限り、完済前の申請が可能です。なお、その場合は領収書に住宅ローンによる支払いであることを明記してください。

※ 住宅ローンを利用していることが確認できない場合は不備となります。

③ クレジットカードを利用し蓄電システムを購入する場合（包括クレジット）

蓄電システム購入費用をクレジットカードで支払った場合は、販売事業者が領収書を発行し、利用するクレジット会社に蓄電システム購入費用分の現金を申請者が支払ったことを証明できる場合に限り、申請が可能です。
クレジット会社への支払いを証明する書類として、クレジットカード利用明細書・クレジット会社から現金の引き落としが確認できる通帳のコピー等を提出してください。

④ 蓄電システムの購入に際しクレジット契約を締結した場合（個別クレジット）

蓄電システムの購入について個別クレジット契約（割賦販売法における個別信用購入あっせん契約）を行う場合は、以下の条件を満たしている場合に限り、完済前の申請が可能です。

1. 債務が完済されるまで当該蓄電システムの所有権がクレジット会社に留保される個別クレジット契約であること
2. 交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること
3. 個別クレジット取扱会社は、経済産業省に登録されている個別信用購入あっせん業者であること

以上の条件を満たしている場合は、「個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書」（S I I 指定様式）を提出してください。

※ 上記1～3を満たさない個別クレジット契約を締結した場合も、利用するクレジット会社に蓄電システム購入費用分の現金を申請者が支払ったことを証明することができれば申請は可能です。

⑤ 蓄電システム購入費用の支払いを手形で行った場合

原則手形での支払いは認められません。やむを得ず手形にて支払いを行う場合は、手形が現金化された後、その証明書・領収書を販売事業者から新たに取得し、実績報告時に提出してください。

⑥ 掛取引によって蓄電システムを購入した場合

掛取引によって蓄電システムを購入した場合、実績報告までに買掛金の支払いを行い、販売事業者から領収書を取得してください。特に実績報告期限間際の取引については、ご注意ください。

4. 実績報告

全ての補助事業（蓄電システムの設置・引渡し・支払い等）完了後に、速やかに実績報告を行ってください。

（実績報告を行うにあたっての条件は、P. 19を参照してください。）

(1) 実績報告書

申請書は、S I Iのホームページから最新のものをダウンロードしてください。
記入方法等の詳細な手続き方法については、「申請の手引き」をご参照ください。

様式名		個人申請	法人申請	共同申請
実績報告書 兼 取得財産等明細表	(S I I 指定)	様式 1	様式 1	様式 1
補助金及び実績報告に関する同意書	(S I I 指定)	様式 2	様式 2	様式 2
補助金振込口座登録用紙	(S I I 指定)	様式 3	様式 3	様式 3
通帳・口座証明書 (コピー)	(S I I 指定)	様式 4	様式 4	様式 4
蓄電システム 領収書 (コピー)	(自由書式)	様式 5	様式 5	様式 5
蓄電システム 領収金額内訳書	(S I I 指定)	様式 6	様式 6	様式 6
蓄電システム 設置・引渡し完了証明書	(S I I 指定)	様式 7	様式 7	様式 7
蓄電システム 出荷証明書 (コピー)	(自由書式)	様式 8	様式 8	様式 8
蓄電システム 銘板写真	(自由書式)	様式 9	様式 9	様式 9
蓄電システム 設置完了写真	(自由書式)	様式 10	様式 10	様式 10
蓄電システム リース料金内訳書	(S I I 指定)	不要	不要	様式 11
リース物件引渡し証明書	(自由書式)	不要	不要	様式 12

(2) 書類の準備(申請者が機器製造事業者・販売事業者・設置事業者等から取得する書類)

【様式 5】蓄電システム 領収書

蓄電システム購入費用（補助対象費用）の支払い後に、必ず販売事業者より領収書を取得してください。

なお、以下のことが確認できる領収書の発行を販売事業者に依頼してください。

- ・申請者宛の領収書であること。
（複数名宛の領収書は認められません。）
- ・発行元が明記されていること。
- ・購入した蓄電システムのパッケージ型番が明記されていること。
- ・印紙税法に則った収入印紙が貼付されていること。
（貼付不要の場合は、貼り付け台紙に必ず理由を明記のこと。）
- ・共同申請の場合は、蓄電システムを調達した際の領収書又は請求書等を提出してください。

【様式 6】蓄電システム 領収金額内訳書

販売事業者が蓄電システム購入費用（税抜）を証明する書類です。領収書を取得する際に、併せて取得してください。

【様式7】蓄電システム 設置・引渡し完了証明書

蓄電システムの設置が完了し、使用できる状態で販売事業者から引渡しを受けた後に蓄電システム設置事業者から取得してください。

※ 建売住宅等で既に設置された蓄電システムを含む住宅を購入する場合や、設置工事が不要な蓄電システムを購入する場合は、販売事業者から取得してください。

なお、「蓄電システム 設置・引渡し完了証明書」を作成するにあたって、以下のことに注意してください。

●「設置工事着工日」「引渡し完了日」について

設置工事の状況によって、以下のように記入してください。

設置工事の状況	設置工事着工日	引渡し完了日
蓄電システムの設置工事を行う場合 (新築住宅・既築住宅等)	蓄電システムに係る設置工事に着手した日	蓄電システムが使用できる状態で引渡しが完了した日
既に設置された蓄電システムを含む住宅を購入する場合 (建売住宅等)	住宅の引渡しが完了した日	
設置工事が不要な蓄電システムを購入する場合	蓄電システムを使用開始した日	

●申請者（法人）が自ら設置工事を行い自社に蓄電システムを導入する場合について

申請者が自ら蓄電システムの設置を行う場合は、蓄電システムを購入した販売事業者から取得してください。

【様式8】蓄電システム 出荷証明書（コピー）

設置した蓄電システムが、機器製造事業者から出荷されたことを、機器製造事業者が証明する書類（保証書等）です。

(3)書類の準備(申請者が準備する書類)

【様式1】実績報告書 兼 取得財産等明細表

(2)で取得した書類をもとに、申請書を記入してください。
補助申請金額の計算については、「蓄電システム 領収金額内訳書」を参照し、P. 9～10に基づき補助申請金額を算出してください。
なお、S I Iのホームページに掲載されている補助額計算機能を使用する場合も、P. 9～10の算出方法を参照し、申請者自身で補助額の確認を必ず行ってください。

【様式2】補助金及び実績報告に関する同意書

同意事項は本補助金の申請に関わる大切な内容です。必ず確認・同意の上、署名・捺印（朱印にて押印のこと）してください。同意書は原本を提出してください。

【様式3】補助金振込口座登録用紙

【様式4】通帳・口座証明書（コピー）

申請者自身の名義のみ指定することができます。記入を間違えた場合、入金できないことがありますので、通帳等を確認して、間違いの無いように記入してください。

【様式9】蓄電システム 銘板写真

以下の内容が、鮮明に1枚の写真内で確認できるように撮影してください。

- ・機器製造事業者名
- ・パッケージ型番
- ・製造番号

【様式10】蓄電システム 設置完了写真

蓄電システムが使用可能になった後に、蓄電システムが設置されていることが確認できる写真を撮影してください。設置工事中や周辺の状況が確認できない写真等は認められない場合があります。蓄電システムが使用できる状態で引渡し完了後に撮影してください。

【様式11】蓄電システム リース料金内訳書 ※共同申請のみ

貸与に係る料金（リース料金等）は、対象機器所有権者が補助金を受けることで利益を得ていないことを証明する書類です。（S I I指定）
補助金を「受けた場合」「受けなかった場合」の貸与に係る料金の内訳（蓄電システム購入費用・金利・保険料・諸税等）を明示してください。

【様式12】リース物件引渡し証明書 ※共同申請のみ

蓄電システムの引渡しが完了し、リースが開始していることを証明する書類です。

(4)書類提出

- ① 申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、申請書を提出前に必ずコピーを取り、控えておいてください。
- ② 実績報告書は、S I Iが指定する送付先に送付してください。
（送付先は、P.25をご参照ください。）
- ③ 送付する際は、到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。
- ④ 書類送付後に書類の不備に気付いた場合、追加の書類送付は行わないでください。原則、S I Iの指示無く追加で送付された書類は受け付けることができません。S I Iからの指示に従ってください。

(5)実績報告の審査

S I Iは、申請者から実績報告書が届き次第、到着順に審査を行います。

実績報告書に不備が無い場合、審査はS I Iが実績報告を受理した日から概ね3か月で完了し、補助金の額の確定通知書を申請者に送付します。なお、設置場所への立入り調査等の別途調査が行われる場合は、調査完了後に補助金の額の確定通知書を申請者に送付します。

（審査期間は、申請の受付状況等により変わります。）

申請書の記入内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しません。また、申請内容が応募要領・申請の手引き等に従っていない場合や重度の不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。

(6)申請書類に不備があった場合の対応

審査の結果、申請書類に不備があった場合は、不備内容を記載した通知と共に申請者へ書類一式を返却しますので、速やかに不備の解消を行った上で、通知に記載された不備解消期限までに再度申請をしてください。申請代行者がいる場合は、申請代行者と共に不備の対応を行ってください。

※ 原則、不備があった旨の事前電話連絡は行いません。

(7)補助金の額の確定通知書の受領

審査の結果、S I Iより認められた場合、S I Iは申請書に記入された申請者住所に「補助金の額の確定通知書」を送付しますので、申請者は必ず補助金の額の確定通知書をお受け取りください。

※原則、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）より簡易書留で送付します。

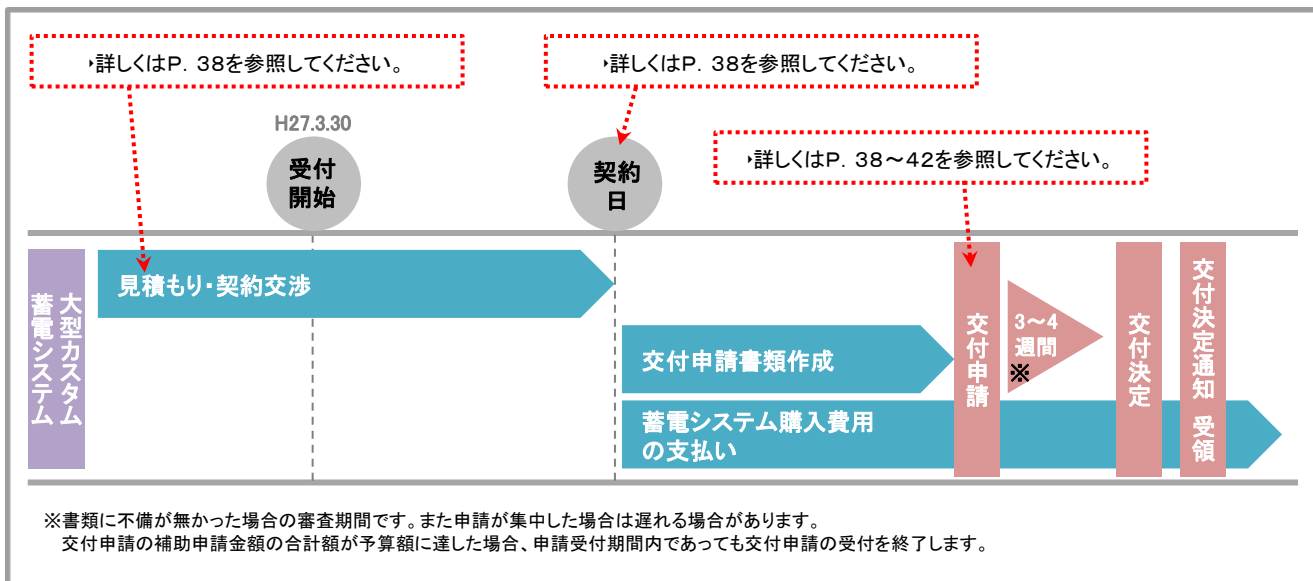
また、実績報告書の様式1「実績報告書 兼 取得財産等明細表」については、取得財産等管理台帳として取扱い、補助金の額の確定通知書と共に補助の対象となる蓄電システムを設置してから5年間は、大切に保管してください。

(8)補助金の支払い

補助金の支払い時期は「補助金の額の確定通知書」をご確認ください。

大型カスタム蓄電システム

補助事業の流れ



1. 見積もり・契約交渉

交付申請受付開始前に、見積もりや契約交渉を行うことは可能です。
ただし、交付申請受付開始前に契約行為が発生した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

2. 蓄電システムの購入契約

蓄電システムの購入契約は交付申請受付開始日以降に行い、申請者と販売事業者にて蓄電システムの設置に係る請負契約書等を作成してください。新築住宅等で、すでに蓄電システムを含まない住宅の契約が締結済みの場合も、蓄電システムの設置に係る契約が交付申請受付開始後であれば申請することが可能です。
ただし、蓄電システムの設置に係る工事着工は交付決定通知書の受領後に行ってください。

※ 蓄電システムを貸与する場合は、貸与に関する契約書を提出してください。

3. 交付申請

本補助金を受けようとする場合は、必ず蓄電システムの設置工事を開始する前に交付申請を行ってください。審査で認められた場合、S I Iから「交付決定通知書」が発行されますので、その通知の受領をもって蓄電システムの設置工事を開始してください。

(1) 交付申請書

申請書は、S I Iのホームページから最新のものをダウンロードしてください。
記入方法等の詳細な手続き方法については、「申請の手引き」をご参照ください。

様式名		個人申請	法人申請	共同申請
補助金交付申請書	(S I I 指定)	様式 1	様式 1	様式 1
暴力団排除に関する誓約事項	(S I I 指定)	様式 1-2	様式 1-2	様式 1-2
補助金及び交付申請に関する同意書	(S I I 指定)	様式 2	様式 2	様式 2
実在証明書	(自由書式)	様式 3	様式 3	様式 3 ※1
蓄電システム 契約金額内訳書	(S I I 指定)	様式 4	様式 4	様式 4
蓄電システム 購入(リース)契約書等(コピー)	(自由書式)	様式 5	様式 5	様式 5
財務諸表(コピー)	(自由書式)	不要	様式 6	様式 6 ※1
蓄電システム リース契約内訳書	(S I I 指定)	不要	不要	様式 7
大型カスタム蓄電システム 審査依頼承諾書	(自由書式)	様式ア	様式ア	様式ア
大型カスタム蓄電システム 見積仕様書	(自由書式)	様式イ	様式イ	様式イ
蓄電池部等認証書	(自由書式)	様式ウ	様式ウ	様式ウ
震災対策基準確認書	(自由書式)	様式エ	様式エ	様式エ
大型カスタム蓄電システム カタログ等	(自由書式)	様式オ	様式オ	様式オ

必要な申請書類がすべて揃っていない場合は、申請を受け付けできません。

※1 共同申請は、対象機器所有者の実在証明書・財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）を提出してください。

【申請書類の簡易化】（法人申請・共同申請のみ）

同一法人による多数の申請を予定している場合は、S I Iが認めた場合に限り、下記の3つの申請書類の簡易化が可能です。

- ① 交付申請「実在証明書」
- ② 交付申請「財務諸表」
- ③ 実績報告「通帳・口座証明書」

申請書類の簡易化を希望する場合は、事前に「補助金申請書簡易化承認申請書」を提出してください。簡易化がS I Iに認められた場合は、申請から2週間程度で「補助金申請書簡易化承認書」がS I Iより送付されます。以降の交付申請については①②、実績報告については③を添付する代わりに「補助金申請書簡易化承認書」（コピー）を添付して申請を行うことが可能です。

（添付が無い場合は不備となりますので、ご注意ください。）

- ※ 簡易化承認申請の手続きについてはS I Iホームページをご確認ください。
- ※ 簡易化承認申請については、補助金の申請を認めるものではありません。
- ※ 上記の承認申請書を提出いただいても、審査により認められない場合があります。
- ※ 簡易化が認められた場合であっても、S I Iが指定事業者として認定するものではありません。

(2)書類の準備(申請者が販売事業者から取得する書類)**【様式4】蓄電システム 契約金額内訳書**

蓄電システムの購入費用（税抜）を証明する書類です。

【様式ア】大型カスタム蓄電システム 審査依頼承諾書

機器製造事業者が依頼した大型カスタム蓄電システムの審査を、指定認証機関が承諾したことを証明する書類です。

【様式イ】大型カスタム蓄電システム 見積仕様書

補助対象とする大型カスタム蓄電システムが、S I I 指定の補助対象基準（製造及び表示基準）に準拠していることを、機器製造事業者が証明する書類の一部です。

必ず下記項目の記載があることを確認し提出してください。

必須記載項目		
宛先	発行者（押印必須）	機器製造事業者名（押印必須）
パッケージ型番	定格容量	公称電圧
蓄電容量	サイクル耐久性	定格出力
定格出力可能時間	出力可能時間の例示	保有期間
修理保証	廃棄方法	アフターサービス
外形寸法	配線系統図面	配置図面

※ 詳しくは「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金補助対象基準」をご参照ください。

【様式ウ】蓄電池部等認証書

補助対象とする大型カスタム蓄電システムの蓄電池部について、S I I 指定の補助対象基準（蓄電池部）に準拠していることを、指定認証機関が証明する書類です。
なお、蓄電池部認証書を交付申請時に提出できない場合は、セル又はモジュール等の認証書を提出してください。

【様式エ】震災対策基準確認書

補助対象とする大型カスタム蓄電システムが、S I I 指定の補助対象基準（震災対策基準）を満たしていることを、指定認証機関が証明する書類です。

【様式オ】大型カスタム蓄電システム カタログ等

補助対象とする大型カスタム蓄電システムのカタログ等（検討資料）を提出してください。

(3)書類の準備(申請者が準備する書類)**【様式1】補助金交付申請書**

(2)で取得した書類をもとに、申請書を記入してください。
補助申請金額の計算については、「蓄電システム 契約金額内訳書」を参照し、
P. 9～10に基づき補助申請金額を算出してください。
なお、S I I ホームページに掲載されている補助額計算シートを使用する場合も、
P. 9～10の算出方法を参照し、申請者自身で補助額の確認を必ず行ってください。

【様式1-2】暴力団排除に関する誓約事項
【様式2】補助金及び交付申請に関する同意書

誓約事項及び同意事項は本補助金の申請に係る大切な内容です。必ず確認・同意の上、署名・捺印（朱印にて押印のこと）してください。いずれも原本を提出してください。

【様式3】実在証明書**●個人申請の場合**

以下の書類のうち、いずれかひとつのコピーを提出してください。なお、有効期限があるものは、提出時に有効期限内であることを確認してください。
「運転免許証」「健康保険被保険者証」「共済組合員証」「住民基本台帳カード」「日本国パスポート」「在留カード（外国人登録証明書）」「養育手帳」「身体障害者手帳」

●法人申請・共同申請の場合

提出日から1年以内に発行された申請者（共同申請の場合は、対象機器所有者権者）の印鑑証明書のコピーを提出してください。

【様式5】蓄電システム 購入（リース）契約書等

以下のことに留意して蓄電システムの購入に係る契約書等を提出してください。
（共同申請の場合は、P.16を参照の上、蓄電システムの貸与に係る契約書を提出してください。）

- ・原則、申請者控えのコピーを提出してください。
- ・契約者双方が署名・捺印の上、印紙税法に則った収入印紙を貼付してください。
（「補助対象機器の購入契約に関する宣誓書」への貼付は不要です。）
- ・設置する蓄電システムを購入することが明確に確認できるよう、パッケージ型番を記載してください。
- ・契約書等に改ざん等の不正行為が認められた場合は、P.1の通り処分対象になる場合があります。

【様式6】財務諸表 ※法人申請・共同申請のみ

申請者（共同申請の場合は、対象機器所有者権者）の直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

【様式7】蓄電システム リース契約内訳書 ※共同申請のみ

対象機器所有者権者が補助金を受けることで利益を得ていないことを証明する書類です。補助金を「受けた場合」「受けなかった場合」の貸与に係る料金の内訳（蓄電システム購入費用・金利・保険料・諸税等）を明示してください。

(4)書類提出

- ① 申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、申請書を提出前に必ずコピーを取り、控えておいてください。
- ② 交付申請書は、S I I が指定する送付先に送付してください。（送付先は、P.25をご参照ください。）
- ③ 送付する際は、到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。
- ④ 書類送付後に書類の不備に気付いた場合、追加の書類送付は行わないでください。原則、S I I の指示無く追加で送付された書類は受け付けることができません。S I I からの指示に従ってください。

(5)交付申請の審査

S I I は、申請者から交付申請書が届き次第、到着順に審査を行います。

S I I が交付申請を受理した日以降に、機器製造事業者に対し機器製造事業者の概要等の取得のための連絡を行います。全ての書類が揃った上で機器製造事業者の審査（※）を含めた交付申請の審査を行い、書類が揃った日から概ね3～4週間で審査完了し、交付決定通知書を申請者に送付します。

（審査期間は、申請の受付状況等により変わります。）

申請書の記入内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しません。また、申請内容が応募要領・申請の手引き等に従っていない場合や重度の不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。

※ S I I は交付申請書受領後に、S I I が定める機器製造事業者の要件について審査を行います。申請者は機器製造事業者に対し、事前にP.49～50の「大型カスタム蓄電システム 機器製造事業者の要件及び同意事項」を確認いただくようお願いいただき、機器製造事業者が同意の上で交付申請を行ってください。

(6)申請書類に不備があった場合の対応

審査の結果、申請書類に不備があった場合は、申請者若しくは機器製造事業者に不備内容を通知します。S I I の指示に従って、速やかに不備の解消を行い、通知された不備解消期限までに再度申請をしてください。申請代行者がいる場合は、申請代行者と共に不備の対応を行ってください。

(7)交付決定通知書の受領

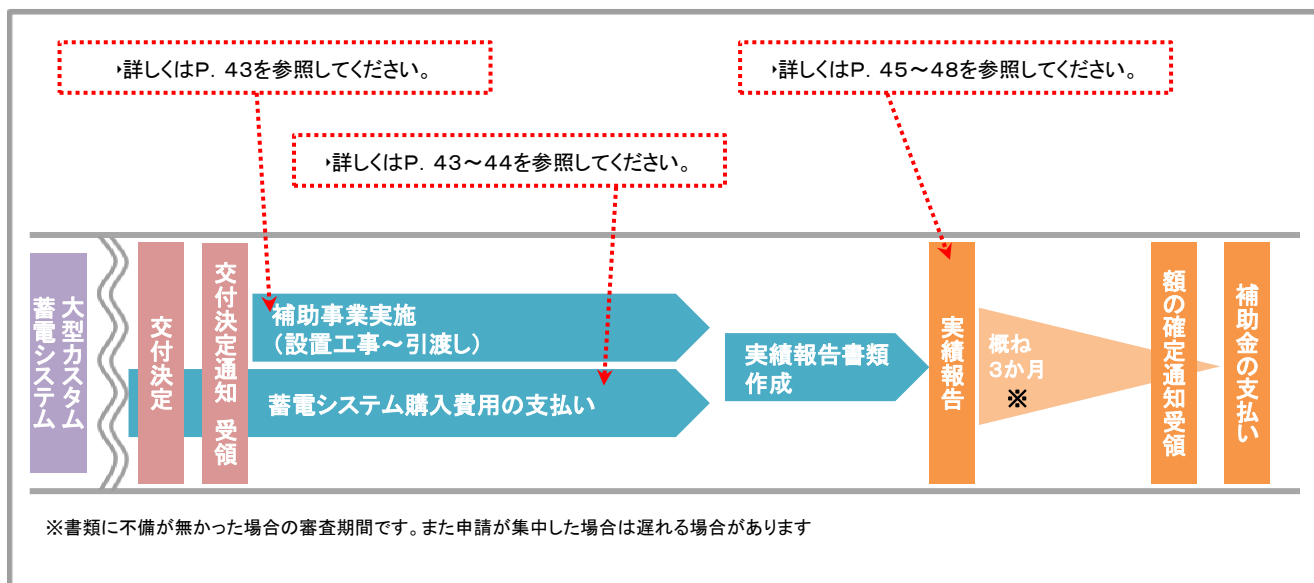
- ① 審査の結果、S I I より認められた場合、S I I は申請書に記入された申請者住所に「交付決定通知書」を送付しますので、申請者は必ず交付決定通知書をお受け取りください。 ※ 原則、簡易書留で送付します。
- ② 申請代行者は、申請者と連絡を取り合い、交付決定通知書の受け取りを必ず確認してください。
- ③ 交付決定通知書は、実績報告や問い合わせ等をする際に必要となりますので大切に保管してください。

(8)交付決定通知書の記載内容の確認

- ① 交付決定通知書には、以下の項目が記載されています。
 - ・申請者名
 - ・設置場所住所
 - ・蓄電システムパッケージ型番
 - ・補助金の額（交付決定金額）

審査により、申請された内容と異なる場合がありますので「交付決定通知書」が届き次第、必ず記載内容を確認してください。

- ② 交付決定通知書はS I I が交付申請の内容が適正であると認められる者に対し、申請を受理した旨を通知するもので、補助金の支払い及び金額を決定するものではありません。なお、補助金の額は実績報告時の申請上限額となります。いかなる理由があっても、補助金の額及び制度上決められている補助上限額を超える補助金が支払われることはありません。



1. 蓄電システム設置工事の着手

申請者は交付決定通知書を受領した後に、速やかに補助対象とする蓄電システムの設置工事に着手してください。

申請者が交付決定通知書を受領する前に蓄電システムの設置工事に着手した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

2. 設置・引渡し

蓄電システムの設置に係る全ての工事（設置・据付・配線・系統連系・最終確認等）を完了し、蓄電システムが使用できる状態で販売事業者から引渡しを受けてください。

3. 蓄電システム購入費用(補助対象費用)の支払い

蓄電システム購入費用は契約締結後から実績報告までに行ってください。

申請者は、原則現金払いにて支払いを行い、補助対象とする蓄電システム購入費用の領収書を販売事業者から入手してください。

ただし、次の①～⑥については、申請を行うことが可能です。

① 蓄電システム購入費用の支払いを銀行振込にて行った場合

銀行振込にて蓄電システム購入費用の支払いを行う場合も、販売事業者が領収書を発行できる場合に限り、申請が可能です。

(金融機関が発行する銀行振込証等を領収書の代わりとすることはできません。)

また、振込手数料を補助対象費用に含めることはできません。領収金額に振込手数料が含まれる場合は、補助申請金額を算出する際にご注意ください。

② 住宅ローンを利用して蓄電システムが付帯している住宅を購入する場合

蓄電システムが付帯する住宅の購入について、金融機関から住宅ローンの融資を受ける場合は、販売事業者が蓄電システムの領収書を発行できる場合に限り、完済前の申請が可能です。なお、その場合は領収書に住宅ローンによる支払いであることを明記してください。

※ 住宅ローンを利用していることが確認できない場合は不備となります。

③ クレジットカードを利用し蓄電システムを購入する場合（包括クレジット）

蓄電システム購入費用をクレジットカードで支払った場合は、販売事業者が領収書を発行し、利用するクレジット会社に蓄電システム購入費用分の現金を申請者が支払ったことを証明できる場合に限り、申請が可能です。
クレジット会社への支払いを証明する書類として、クレジットカード利用明細書・クレジット会社から現金の引き落としが確認できる通帳のコピー等を提出してください。

④ 蓄電システムの購入に際しクレジット契約を締結した場合（個別クレジット）

蓄電システムの購入について個別クレジット契約（割賦販売法における個別信用購入あっせん契約）を行う場合は、以下の条件を満たしている場合に限り、完済前の申請が可能です。

1. 債務が完済されるまで当該蓄電システムの所有権がクレジット会社に留保される個別クレジット契約であること
2. 交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること
3. 個別クレジット取扱会社は、経済産業省に登録されている個別信用購入あっせん業者であること

以上の条件を満たしている場合は、「個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書」（S I I 指定様式）を提出してください。

※ 上記1～3を満たさない個別クレジット契約を締結した場合も、利用するクレジット会社に蓄電システム購入費用分の現金を申請者が支払ったことを証明することができれば申請は可能です。

⑤ 蓄電システム購入費用の支払いを手形で行った場合

原則手形での支払いは認められません。やむを得ず手形にて支払いを行う場合は、手形が現金化された後、その証明書・領収書を販売事業者から新たに取得し、実績報告時に提出してください。

⑥ 掛取引によって蓄電システムを購入した場合

掛取引によって蓄電システムを購入した場合、実績報告までに買掛金の支払いを行い、販売事業者から領収書を取得してください。特に実績報告期限間際の取引については、ご注意ください。

4. 実績報告

全ての補助事業（蓄電システムの設置・引渡し・支払い等）完了後に、速やかに実績報告を行ってください。

（実績報告を行うにあたっての条件は、P. 19を参照してください。）

(1) 実績報告書

申請書は、S I Iのホームページから最新のものをダウンロードしてください。
記入方法等の詳細な手続き方法については、「申請の手引き」を参照してください。

様式名		個人申請	法人申請	共同申請
実績報告書 兼 取得財産等明細表	(S I I 指定)	様式 1	様式 1	様式 1
補助金及び実績報告に関する同意書	(S I I 指定)	様式 2	様式 2	様式 2
補助金振込口座登録用紙	(S I I 指定)	様式 3	様式 3	様式 3
通帳・口座証明書 (コピー)	(S I I 指定)	様式 4	様式 4	様式 4
蓄電システム 領収書 (コピー)	(自由書式)	様式 5	様式 5	様式 5
蓄電システム 領収金額内訳書	(S I I 指定)	様式 6	様式 6	様式 6
蓄電システム 設置・引渡し完了証明書	(S I I 指定)	様式 7	様式 7	様式 7
蓄電システム 出荷証明書 (コピー)	(自由書式)	様式 8	様式 8	様式 8
蓄電システム 銘板写真	(自由書式)	様式 9	様式 9	様式 9
蓄電システム 設置完了写真	(自由書式)	様式 10	様式 10	様式 10
蓄電システム リース料金内訳書	(S I I 指定)	不要	不要	様式 11
リース物件引渡し証明書	(自由書式)	不要	不要	様式 12
大型カスタム蓄電システム 製品審査結果報告書	(自由書式)	様式ア	様式ア	様式ア
大型カスタム蓄電システム 納入仕様書	(自由書式)	様式イ	様式イ	様式イ
蓄電池部認証書	(自由書式)	様式ウ	様式ウ	様式ウ

(2) 書類の準備(申請者が機器製造事業者・販売事業者・設置事業者等から取得する書類)

【様式 5】蓄電システム 領収書

蓄電システム購入費用（補助対象費用）の支払い後に、必ず販売事業者より領収書を取得してください。

なお、以下のことが確認できる領収書の発行を販売事業者に依頼してください。

- ・申請者宛の領収書であること。
（複数名宛の領収書は認められません。）
- ・発行元が明記されていること。
- ・購入した蓄電システムのパッケージ型番が明記されていること。
- ・印紙税法に則った収入印紙が貼付されていること。
（貼付不要の場合は、必ず理由を貼り付け台紙に明記のこと。）
- ・共同申請の場合は、蓄電システムを調達した際の領収書又は請求書等を提出してください。

【様式 6】蓄電システム 領収金額内訳書

販売事業者が蓄電システム購入費用（税抜）を証明する書類です。領収書を取得する際に、併せて取得してください。

【様式7】蓄電システム 設置・引渡し完了証明書

蓄電システムの設置が完了し、使用できる状態で販売事業者から引渡しを受けた後に蓄電システム設置事業者から取得してください。

なお、設置事業者は「蓄電システム 設置・引渡し完了証明書」を作成するにあたって、以下のことに注意してください。

●法人が自社に自ら設置工事を行い蓄電システムを導入する場合について

申請者が自ら蓄電システムの設置を行う場合は、蓄電システムを購入した販売事業者から取得してください。

【様式8】蓄電システム 出荷証明書（コピー）

設置した蓄電システムが、機器製造事業者から出荷されたことを、機器製造事業者が証明する書類（保証書等）です。

【様式ア】大型カスタム蓄電システム 製品審査結果報告書

設置した大型カスタム蓄電システムが、S I I 指定の補助対象基準（蓄電システム）に準拠していることを、指定認証機関が証明する書類です。

【様式イ】大型カスタム蓄電システム 納入仕様書

補助対象とする大型カスタム蓄電システムが、S I I 指定の補助対象基準（製造及び表示基準）に準拠していることを、機器製造事業者が証明する書類の一部です。

必ず下記項目の記載があることを確認し提出してください。

必須記載項目		
宛先	発行者（押印必須）	機器製造事業者名（押印必須）
パッケージ型番	定格容量	公称電圧
蓄電容量	サイクル耐久性	定格出力
定格出力可能時間	出力可能時間の例示	保有期間
修理保証	廃棄方法	アフターサービス
外形寸法	配線系統図面	配置図面

※ 詳しくは「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金補助対象基準」をご参照ください。

【様式ウ】蓄電池部認証書

設置した大型カスタム蓄電システムの蓄電池部について、S I I 指定の補助対象基準（蓄電池部）に準拠していることを、指定認証機関が証明する書類です。

なお、交付申請時にセル又はモジュール等の認証書を提出した場合でも、実績報告時に蓄電池部認証書を提出してください。

(3)書類の準備(申請者が準備する書類)**【様式1】実績報告書 兼 取得財産等明細表**

(2)で取得した書類をもとに、申請書を記入してください。
補助申請金額の計算については、「蓄電システム 領収金額内訳書」を参照し、P. 9～10に基づき補助申請金額を算出してください。
なお、S I I ホームページに掲載されている補助額計算シートを使用する場合も、P. 9～10の算出方法を参照し、申請者自身で補助額の確認を必ず行ってください。

【様式2】補助金及び実績報告に関する同意書

同意事項は本補助金の申請に関わる大切な内容です。必ず確認・同意の上、署名・捺印（朱印にて押印のこと）してください。同意書は原本を提出してください。

【様式3】補助金振込口座登録用紙**【様式4】通帳・口座証明書（コピー）**

申請者自身の名義のみ指定することができます。記入を間違えた場合、入金できないことがありますので、通帳等を確認して、間違いの無いように記入してください。

【様式9】蓄電システム 銘板写真

以下の内容が、鮮明に1枚の写真内で確認できるように撮影してください。

- ・機器製造事業者名
- ・パッケージ型番
- ・製造番号

【様式10】蓄電システム 設置完了写真

蓄電システムが使用可能になった後に、蓄電システムが設置されていることが確認できる写真を撮影してください。設置工事中や周辺の状況が確認できない写真等は認められない場合があります。蓄電システムが使用できる状態で引渡し完了後に撮影してください。

【様式11】蓄電システム リース料金内訳書 ※共同申請のみ

貸与に係る料金（リース料金等）は、対象機器所有権者が補助金を受けることで利益を得ていないことを証明する書類です。（S I I 指定）
補助金を「受けた場合」「受けなかった場合」の貸与に係る料金の内訳（蓄電システム購入費用・金利・保険料・諸税等）を明示してください。

【様式12】リース物件引渡し証明書 ※共同申請のみ

蓄電システムの引渡し完了し、リースが開始していることを証明する書類を提出してください。

(4)書類提出

- ① 申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、申請書を提出前に必ずコピーを取り、控えておいてください。
- ② 実績報告書は、S I I が指定する送付先に送付してください。
（送付先は、P.25をご参照ください。）
- ③ 送付する際は、到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。
- ④ 書類送付後に書類の不備に気付いた場合、追加の書類送付は行わないでください。原則、S I I の指示無く追加で送付された書類は受け付けることができません。S I I からの指示に従ってください。

(5)実績報告の審査

S I I は、申請者から実績報告書が届き次第、到着順に審査を行います。

実績報告書に不備が無い場合、審査はS I I が実績報告を受理した日から概ね3か月で完了し、補助金の額の確定通知書を申請者に送付します。なお、設置場所への立入り調査等の別途調査が行われる場合は、調査完了後に補助金の額の確定通知書を申請者に送付します。

（審査期間は、申請の受付状況等により変わります。）

申請書の記入内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しません。また、申請内容が応募要領・申請の手引き等に従っていない場合や重度の不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。

(6)申請書類に不備があった場合の対応

審査の結果、申請書類に不備があった場合は、申請者若しくは機器製造事業者の不備内容を通知します。S I I の指示に従って、速やかに不備の解消を行い、通知された不備解消期限までに再度申請をしてください。申請代行者がいる場合は、申請代行者と共に不備の対応を行ってください。

(7)補助金の額の確定通知書の受領

審査の結果、S I I より認められた場合、S I I は申請書に記入された申請者住所に「補助金の額の確定通知書」を送付しますので、申請者は必ず補助金の額の確定通知書をお受け取りください。

※ 原則、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）より簡易書留で送付します。

また、実績報告書の様式1「実績報告書 兼 取得財産等明細表」については、取得財産等管理台帳として取扱い、補助金の額の確定通知書と共に補助の対象となる蓄電システムを設置してから5年間は、大切に保管してください。

(8)補助金の支払い

補助金の支払い時期は「補助金の額の確定通知書」をご確認ください。

本補助金の補助対象とする大型カスタム蓄電システムを製造する事業者は、次の要件を満たしていなければなりません。

1. 対象蓄電システムを国内において自社の製品として販売していること、又は販売を予定していること。
2. 製造事業者の定款、概要、決算報告書（直近3か年分）及び商業登記簿謄本（原本）を提出できること。

定 款	定款の事業目的において、蓄電システムに関する事業が記載されている箇所を示してください。
概 要	製造事業者を説明する書類（会社案内等）を提出してください。また、別途組織図等を記載し、申請担当者の部署名を示してください。
決 算 報 告 書	①第三者が認めたことが分かる次の書類の写しを提出してください。 例）会計監査人の認印がある書類、税務申告書、証券取引所への報告書、製本された年報 等 ②会社が設立して間もない等の理由で直近3か年分の決算報告書が揃わない場合は、事業の継続性に問題がないことを証明するため、主要取引銀行あるいは公認会計士の推薦書を別途提出してください。また、分離独立等で3か年分揃わない場合は、分離前の決算報告書と合わせて3か年分を提出してください。
商業登記簿謄本 （ 原 本 ）	商業登記簿謄本は、申請前3か月以内に発行された原本を提出してください。

3. 製造及び販売事業者として、製造物責任法（PL法）を遵守できること。
4. 複数の機器の組合わせで構成される蓄電システムを販売する場合は、補助対象とする機器の組合せ毎にパッケージ型番を付番し、必ず指定認証機関による認証を受けて販売できること。
5. 出荷・サービスに関しては情報セキュリティに配慮すること。
6. 出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる社内体制（トレーサビリティが確保できる体制）が、大型カスタム蓄電システムの法定耐用年数（6年間）以上組まれていること。
7. 有償無償を問わず、大型カスタム蓄電システムの法定耐用年数（6年間）の間、設置する蓄電システムの保証、修理、メンテナンス、サポートが継続して行うことができ、そのための拠点を国内に有すること。
8. 企業情報、並びに蓄電システム情報の掲載が行うことができるホームページを有すること。
9. 使用済み蓄電池について、適切に廃棄又は回収する方法を、蓄電システムの添付書類（取扱説明書等）及びホームページに明記して使用者（所有者）に示すこと。

※ 蓄電池部分が分離されるものについては蓄電池部の添付書類に明記してください。

以下の同意事項は、本補助金の申請に係る大切な内容です。必ず確認・同意の上、申請を行ってください。なお、P. 49「大型カスタム蓄電システム製造事業者の要件」2の提出をもって、本同意事項に同意したものとします。

1. 本事業で定める補助対象基準は補助対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性についてSIIが担保するものではありません。設置された大型カスタム蓄電システムにより発生する故障や欠陥、瑕疵、事故等についてSIIは一切の責任を負わないこととします。製品の瑕疵については、対象蓄電システムを出荷・販売した事業者等が責任を負うこととします。
2. 大型カスタム蓄電システムに不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、その対策・対応を進めるとともに、速やかにSIIへの報告を行ってください。SIIは、その不具合の内容により文書での報告を求めることが出来るものとします。また、不具合等により機器の交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
3. SIIは製品の恒常的な安全を促すために、必要に応じて格別の理由なく、単独で、又は指定認証機関と共に製造事業者等の立入検査ができます。製造事業者等は、SIIが求める検査に応じなければなりません。またSIIは、検査の結果に応じて、その事業者の蓄電システムをすべて補助対象外とする場合があります。
4. 大型カスタム蓄電システムの製造事業者は、本補助金申請に係る書類一式を本補助事業の終了から5年以上保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければなりません。
5. 大型カスタム蓄電システムの本補助金に係る提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。SIIにより虚偽が認められた場合、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとします。
6. 前項5の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとします。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立入ることができるものとします。
7. 前項6により製造事業者等に不正行為があったと認められたときは、蓄電システムを補助対象外とするとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
8. 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより製造事業者等の関係者の関与が認められた場合、本事業におけるその事業者の蓄電システムを全て補助対象外とする場合があります。
9. 前項3、7、8の規定によって大型カスタム蓄電システムが補助対象外となった場合において、既に補助事業者等に本補助事業の補助金が交付されているときには、製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとします。
10. 前項9の補助金相当額を請求したときには、当該補助事業者等が補助金を受給した日から製造事業者等が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金をあわせて製造事業者等から徴収するものとします。
11. 製造事業者等が納付すべき額を納期日までに納付しない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとします。
12. 申請された内容に変更(機器に係る仕様、印刷物・ホームページ等含む)があった場合は、SIIへの報告を行ってください。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、速やかに原状復帰、又は追加の変更・修正を行ってください。

お問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第三グループ
リチウムイオン蓄電池補助金申請担当

■補助金申請に関するお問い合わせ

受付時間：平日9：00～17：00 ※通話料がかかります

0570-783-503

一部のIP電話からのご連絡 03-5859-0372

■ホームページ

http://sii.or.jp/lithium_ion26r/